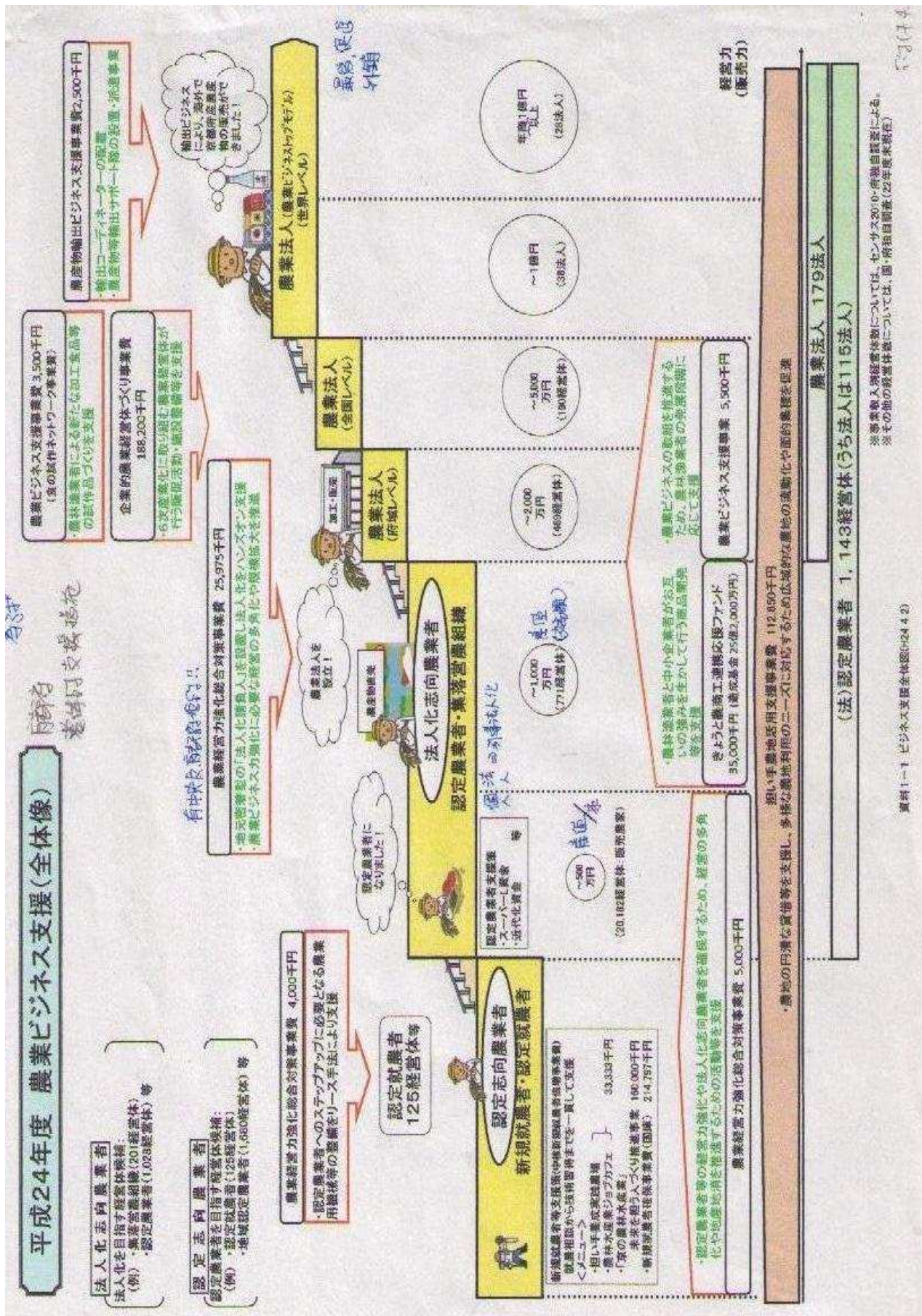
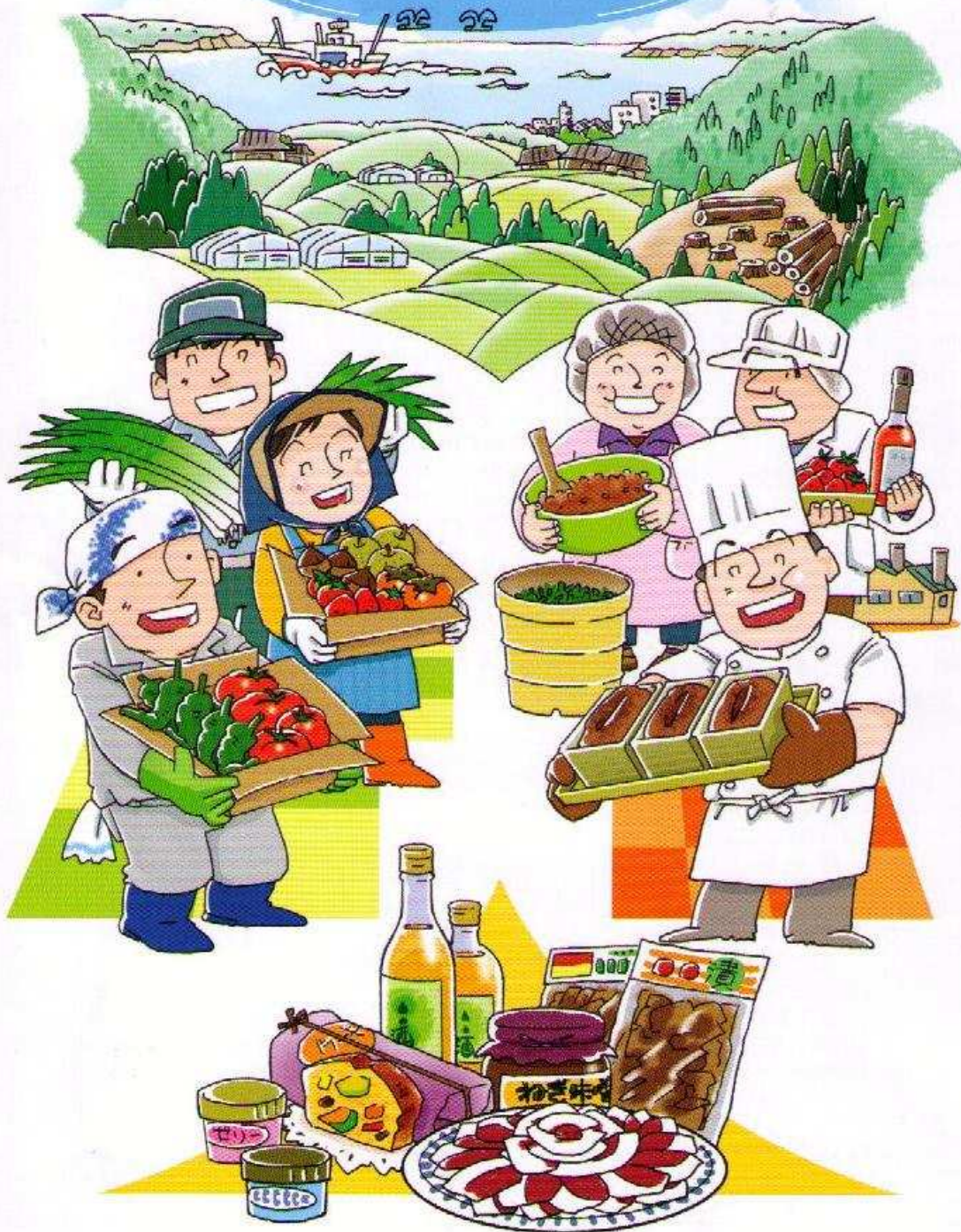


附録四、公益社団法人京都府農業総合支援中心提供参考資料



京都府農業総合支援センター要覧

京都アグリ21



平成24年3月

京都府農業総合支援センター

成り立ち

京都府農業総合支援センター（以下「支援センター」という。）は、

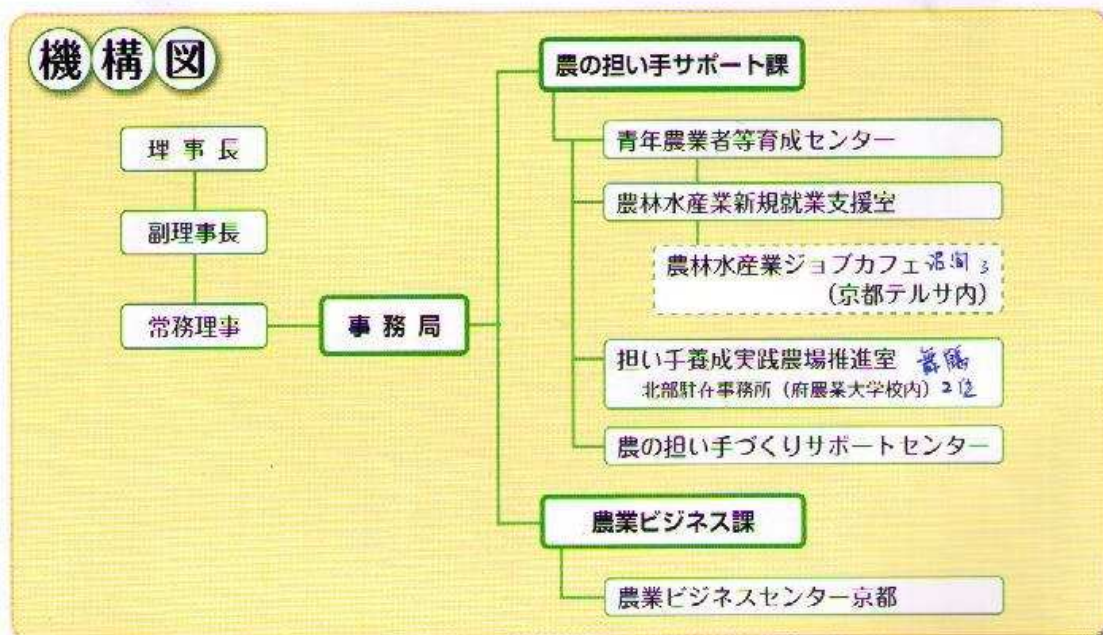
- ①昭和45年の「農地法」の一部改正を承けて誕生し、「農地保有合理化法人」として設立され、府知事の認可を受けて発足しました。
- ②平成7年には、「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、府知事による「青年農業者等育成センター」の指定を受けました。
- ③平成21年にはセンター内に「農業ビジネスセンター京都」を設置しました。
- ④平成22年には、「農の担い手づくりサポートセンター」を設置しました。
- ⑤平成22年6月からは「農林水産業ジョブカフェ」が府農業会議から支援センターへ移管されました。
- ⑥平成23年7月には「京都府農業総合支援センター（京都アグリ21）」に名称変更しました。

役割

支援センターは、次の3つの役割を持っています。

- A** 新規の就農（就業）者等の確保・育成を図るため、研修資金の貸付けや研修農場等の設置を通じ、農の担い手づくりをサポートします。
- B** 農業経営の近代化と農地の保有合理化を進めるため、農地を買入れ、又は借入れて、規模拡大しようとする農家に供給します。
- C** 農業経営の新たな展開を図るため、農商工連携や6次産業化等による農業ビジネスについて支援をします。

機構図



主な3つの仕事

A 新規就農・就業を支援する業務

- ◆ **農林水産業ジョブカフェ事業**
就農、農業法人等への就業及び田舎暮らし希望者に対する個別相談
就業希望者への現地見学会や就業希望者と農村地域の代表者とのマッチング
農業体験や実践研修の実施
就業・就業促進に関する広報活動や農地バンクに登録された農地に関する情報提供
- ◆ **担い手養成実践農場整備支援事業**
農業に意欲と資質のある他産業からの新規参入希望者に対して、実践的な技術・経営研修を行う場の設置
- ◆ **就農支援資金貸付事業**
就業するための研修を開始する者に、①就業研修資金、②就業準備資金を貸付
- ◆ **新規就農総合支援事業（青年就農給付金（準備型））**
新規就農者等へ就業前及び就業直後の所得を確保するための給付金を給付
- ◆ **無料職業紹介事業（職業安定法第33条の許可）**
「農業の職業」について、無料職業紹介所を開設
- ◆ **「京の農林水産業」未来を担う人づくり推進事業**
農業法人・認定農業者等を就業サポーターに選定し、就業希望者（求職者）に対する実地研修を委託
就業希望者と就業サポーターのマッチング及びOFF-JT研修の実施
- ◆ **若手農業者の経営力向上支援事業**
担い手農業者等が行う農業用機械施設リースの補助

B 農地保有合理化法人の業務

- ◆ **農地保有合理化事業**
①農地売買等事業、②研修等事業などを実施。
- ◆ **担い手活用農地バンク設置事業**
農地バンクに利用可能な農地を登録し、インターネット上で情報発信し、新規就業希望者等に情報提供。

C 農業ビジネスセンター京都の業務

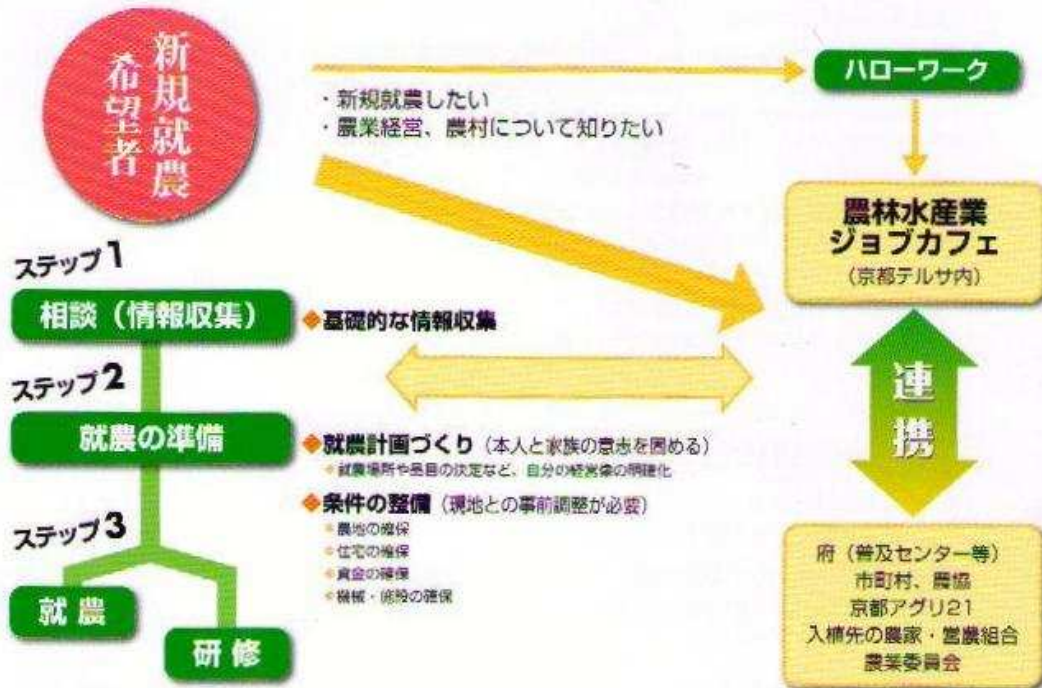
- ◆ **総合相談窓口**
農業のビジネス化をするための相談窓口。
- ◆ **農商工連携等による農業ビジネスを推進するための「掘り起こし活動」**
専門家による「農業ビジネスサポートチーム」を設置し、発展段階に応じた支援活動。
- ◆ **農業ビジネスのプランを具現化していくための「農業ビジネス応援隊」の派遣**
生産・製造技術、販路開拓・確保、資金計画・調達などの具体的な課題に対して助言・指導ができる多種多様なメンバーによる「応援隊」を組織し、要望に応じて派遣・助言指導。
- ◆ **ビジネス情報提供**
ホームページの開設、メールマガジンによる発信。（<http://www.nbc-kyoto.jp>）
- ◆ **農産物の輸出支援活動**
農産物・農産加工品の輸出のための情報提供・相談活動、インターネット販売の助言指導。
- ◆ **農業の6次産業化をめざす支援活動**
6次産業化を促進するための情報収集・普及活動を行うとともに、総合化事業計画策定のプランニング支援の実施。

● 農林水産業ジョブカフェ事業

事業の内容

農林水産業への就業や農村への田舎暮らしを希望する府民等の相談窓口として、専任の相談員が個別に相談に応じています。

● 就農相談から就農・就業までの流れ



ジョブパーク農林水産業コーナー



ジョブパーク農林水産業コーナー 京都デルサ3F

京都市南区東九条下殿田町70(市バス九条車庫南)
TEL(075)682-1800(FAX共通)

● 担い手養成実践農場整備支援事業

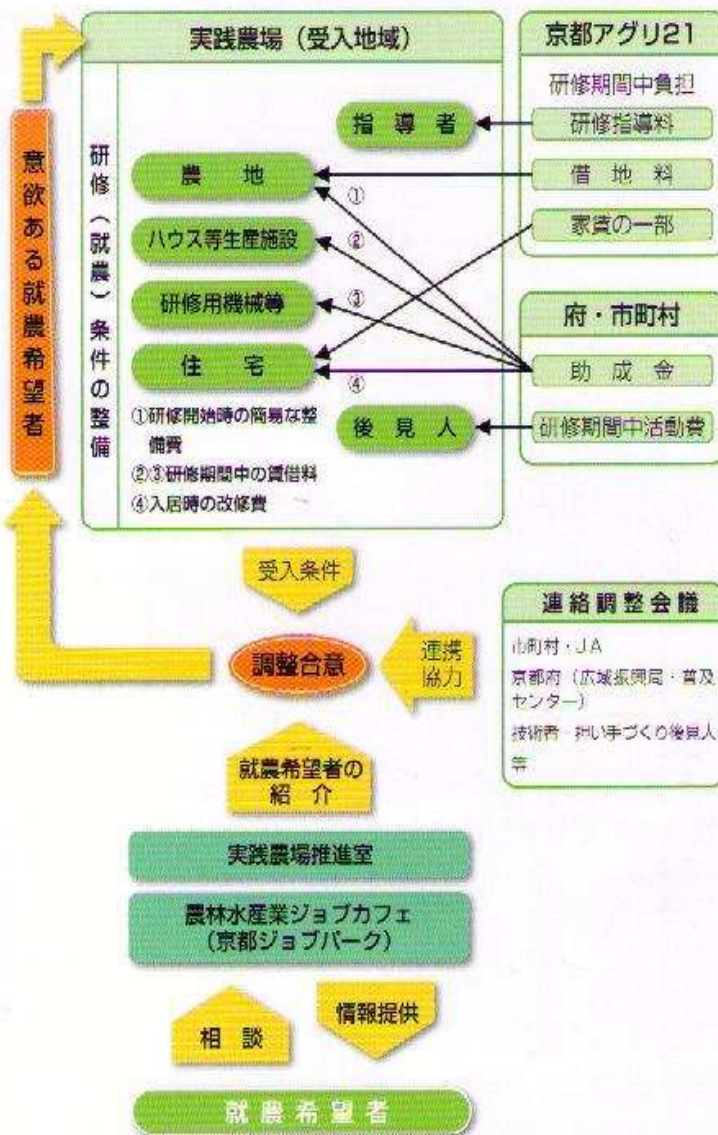
事業の内容

支援センターは、新たに農業参入を志向する人に対して、最長2年間の実践的な技術・経営の研修を実施する「担い手養成実践農場」を設置し、地域農業の担い手の確保・育成を図ります。

研修用農地は、支援センターが借り上げて、研修中は無料で使えます。また、地域の農業者が技術等の指導を行うと共に、集落のリーダー等が生活面の助言を行います。



実践農場研修者家族と指導者



● 就農支援資金貸付事業

事業の内容

農業の技術や経営方法を習得するための研修や就農の準備等にかかる資金の貸付を行います。

償還金助成事業（京都府独自事業）

就農研修資金の返済時に、就農地が中山間地等の条件不利地域を含む市町村であることなど一定の要件を満たすと、「就農研修資金償還金助成事業」が受けられます。

● 「京の農林水産業」未来を担う人づくり推進事業

事業の内容

将来の地域農業の担い手となる人材を確保・育成するため、「農の担い手づくりサポートセンター」を設置するとともに、農業法人等を就農サポーターとして委託し、就農サポーターの下で、失業者に対して農業の生産・経営技術の実地研修等を行います。



ハリス内でのトラクター実習



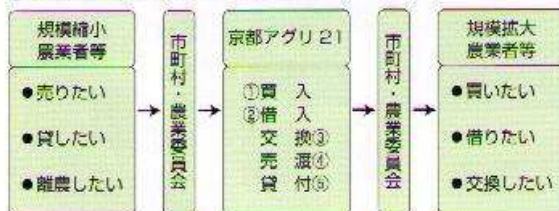
万福寺とつがらしの収穫

● 農地保有合理化事業

事業の内容

支援センターが農用地等を、規模縮小農家等から買入れ、又は借受けて、その農用地等を担い手農家等に売渡し、交換し、又は貸付けます。

農地売買等事業の仕組み



農用地等とは

- ①農地で、主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）
- ②木・竹の生育に供され、耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- ③農業用施設の用に供される土地
- ④開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

● 担い手活用農地バンク設置事業

事業の内容

新たな担い手の利用に供することが地域農業の維持・発展を図る上で適当と認められる農地の情報を登録・公開し、農地利用を希望する者が円滑に利用できるよう支援します。

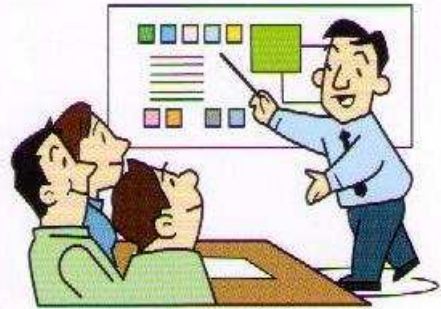


農地バンク登録地（京丹後市・高山園地）

● 農業ビジネスを支援する事業

農商工連携関係

農林水産団体、商工団体等を通じて、情報の提供を行います。
農林漁業者と中小企業者が交流する場を設定します。
連携体等のプランの課題を明確にするための検討会を開催します。
生産技術・製造技術、販路開拓、資金計画などの具体的な課題に対応するために「農業ビジネス応援隊」を派遣し、助言・指導を行います。
農林水産業をビジネス展開するための情報をホームページやメールマガジンにより発信します。



京都の農林水産物の輸出関係

府内農林水産物・加工品の輸出を行うための情報提供や相談活動を行います。
輸出のための販路開拓や商品表示等に対応するための専門家を派遣します（公財）京都産業21より）。
インターネットを活用した販売について助言します。

「応援隊」は、
専門的な見地から助言・
指導を行います。モデル的な
経営をしている農業法人の
代表者や農林水産業者、
企業OB、税理士などから
構成されます。

農業の6次産業化関係

6次産業化プランナーが、6次産業化に取り組むための準備や計画作りの支援を行います。
六次産業化法に基づく総合化事業計画策定プランニングの支援を行います。
6次産業化の事業後の展開についてサポートします。
6次産業化するための試作品の開発支援活動を実施します。



きょうと農商工連携応援ファンド支援事業（農産商品）



きょうと農業ビジネス応援フェア2011（出展会場）

平成 23 年度 事業実施概要

農地保有合理化事業
(丹後国営：茶園)



「京の農林水産業」未来を担う人づくり推進事業
(みずなの栽培研修)



さよと農商工連携応援ファンド支援事業
(関連商品等)

社団法人 京都府農業総合支援センター

平成23年度新規就農相談活動実績

1 相談状況

(1) 相談件数

のべ相談件数：1,249件 [対前年度 (1,179件)：106% 対目標値 (1,300件)：96%]

相談者実人数：669名 [対前年度 (625名)：107%]

登録者数：382名 [対前年度 (334名)：114%] (カード作成、支援対象と認識した者)

場所	種別	件数		年齢別内訳			職業別内訳				
		内女性		39以下	40以上	不明	被雇用	自営業	学生	その他	不明
支援センター等	面接	140	27	81	52	7	69	8	19	31	13
	電話・メール	167	44	83	69	15	58	21	6	47	35
	小計	307	71	164	121	22	127	29	25	78	48
ジョブカフェ	面接	737	114	399	262	76	263	38	37	236	163
	電話・メール	205	42	92	69	44	57	14	4	55	75
	小計	942	156	491	331	120	320	52	41	291	238
計	面接	877	141	480	314	83	332	46	56	267	176
	電話・メール	372	86	175	138	59	115	35	10	102	110
	小計	1,249	227	655	452	142	447	81	66	369	286
実人数	面接	541	103	283	186	72	182	27	41	134	157
	電話・メール	128	32	37	40	51	20	9	2	21	76
	計	669	135	320	226	123	202	36	43	155	233
登録者	面接	321	59	206	109	6	141	21	33	103	23
	電話・メール	61	20	26	29	6	15	8	1	16	21
	計	382	79	232	138	12	156	29	34	119	44



(2) 平成23年度の傾向・特徴等

男女別では、女性が20%(実人数ベース、以下同様)と昨年度から6%上昇、年齢別では、40歳未満の青年層の割合が59%(不明を除いた割合、以下同様)と5%低下、有職：無職：学生の割合はほぼ同様で、いずれも際だった傾向は示していない。

一方、「相談の動機」については、農業経営の法人化が進む中で「法人等への就職」を第一希望とする相談件数が一貫して増加してきたが、21年度を変曲点として、独立就農志向の増加傾向が顕著になった。(独立就農志向と法人就職志向の比は、21年度3:7、22年度5:5、23年度7:3)この傾向は、法人化の進展等による雇用吸収力拡大と一見ミスマッチに映るが、他方で、特に意欲の高い就農希望者において雇用促進事業(「京の農林水産業」未来を担う人づくり推進事業等)等による法人等への就職(研

修)を独立就農へのステップとして明確に意図し、活用しようとする事例が増えている。また、実際に該当事業終了後も被雇用者の過半が農業に留まっている。まとめると、雇用促進事業等による雇用機会の増加が独立就農に対しても動機付けとなり、就農支援機能として実効を上げていると評価できる。

相談の動機(第1順位)

		第1位	第2位	第3位
22年度	項目	独立就農	不明	法人等就職
	件数	277	266	236
23年度	項目	独立就農	不明	法人等就職
	件数	510	342	253

(2) 東日本大震災被災者対応

ジョブカフェ及び支援センターで受けた案件に限れば、23年度中に35名、89件の相談を受け、うち5組6名を京都府に受け入れた。うち4組5名はサポートセンター事業で研修を受け、1名については京丹波町から農地の提供を受けて同町で就農した。サポートセンターで受け入れた被災者は、宮城県に帰った1名を除き23年度末現在、2名は研修継続中、1組2名は、研修を終了後4月からの独立就農(福知山市)に向け準備中である。

2 相談活動を通じた就農等実績

府内就農実績 37件[対前年度(40件):93% 対目標値(30件):123%]

(1) 独立就農:5件 [対前年度(13件):38%]

(2) 就職就農:32件[対前年度(25件):128%]

(3) 府外への就農 6件[対前年度(9件):67%]

(4) 研修

ア 実践農場開設 6件[対前年度(3件):200%]

イ 実践農場準備 5件[対前年度(4件):125%]

ウ その他研修 3件

エ その他就農準備中等 9件

(参考)

サポートセンターでの研修(就職就農の内数)20件

3 相談会等イベントの開催・参加

(1) イベント開催 307名 [対前年度(228名):135% 対目標値(100名):307%]

月日	名称	参加状況	
		事業体数	就業希望者
8月6日	新規就農希望者と農村を結ぶ集い	13	48
8月20日	第1回農業チャレンジ応援講座(農業体験応援事業)	4	62
12月11日	第2回農業チャレンジ応援講座(農業体験応援事業)	5	71
12月20日	実践農場等案内会	2	2
2月19日	農林漁業就農・就業相談会	33	124
計	5回	57	307

(2) 他団体主催の相談会への参加 83名[対前年度(82名):101%]

名称	主催	月日	場所	相談者数
新・農業人フェア	全国農業会議所	7月2日	大阪市	22
		9月17日	東京都	15
		1月21日	東京都	12
		2月18日	大阪市	17
		3月1日	仙台市	1
		小計	4回	67
合同企業説明会	自衛隊京滋地方協力本部	9月21日	京都市	7
ジョブパークワークフェア	京都府	10月6日	京都市	4
農林水産フェスティバル	同フェスティバル実行委員会	11月26・27日	京都市	5
計			8回	83

4 農業体験機会の提供（農業体験応援事業）

2農場において、8セット（3日で1セット）の体験講座を実施。

18名（のべ47名）が参加。

農業体験実習講座開催状況

指導農家	実施単位	登録数	参加実人数	実施日と参加者数				実施内容(共通)	
				実施日	参加者数	実施日	参加者数		実施日
京都市北区 森田良農園	①	3	3	実施日	11月5日	11月19日	12月24日	計	①水栗専業菜類の生育を迫った一連の栽培実習 播種～中耕除草～収穫～集荷調整 ②その他生産物に関する栽培管理実習 ③録・播種機等基本的な農機具の使い方 ④各指導農家の経営内容・理念・経過、地域農業事情・技術等に関するレクチャー ⑤直光施設等の見学
				参加者数	2	2	1	5	
	②	3	3	実施日	11月8日	11月20日	12月25日	計	
				参加者数	3	3	3	9	
	③	2	2	実施日	2月25日	3月10日	3月24日	計	
				参加者数	1	2	2	5	
	④	2	1	実施日	2月26日	3月11日	3月25日	計	
				参加者数	中止	1	1	2	
	⑤	2	2	実施日	2月27日	3月12日	3月26日	計	
				参加者数	3	1	2	6	
亀岡市大井町 まつく農園	①	3	3	実施日	12月17日	1月14日	1月28日	計	
				参加者数	3	3	3	9	
	②	2	2	実施日	12月18日	1月15日	1月29日	計	
				参加者数	2	2	2	6	
	③	2	2	実施日	2月25日	3月10日	3月24日	計	
				参加者数	2	1	2	5	
8セット	19	18					47		

京都府の農業（産地）と新規就農の状況

新規就農者

マークの数は、京都アグリ21（平成21年度以前は京都府農業会議）の相談活動を通じて新規に農業の仕事に就いた人の数を表しています。

- 👤：自営農業を開始した人（独立就農）
- 👥：農業法人等に雇用された人（雇用就農）
研修のための雇用も含みます。



年度	府内で自営農業を開始		府内の事業体へ就農		合計人数
	人数	就農地（市町村名は就農当番）	人数	事業体内訳	
H8	1	久御山町	—	—	1
9	2	南丹市2 与謝野町2	—	—	2
10	5	精華町 南山城村 日吉町 綾部市2	—	—	5
11	5	和束町3 弥栄町 網野町	—	—	5
12	8	京都市2 精華町 宇治田原町 舞鶴市 加悦町 弥栄町2	—	—	8
13	5	南丹市 福知山市 京丹後市2 与謝野町	—	—	5
14	8	京都市 城隍市 亀岡市 南丹市 嵯峨山市 喜津市 京丹後市 与謝野町	—	—	8
15	10	京田辺市 木津町 南丹市2 京丹波町 福知山市 舞鶴市2 宮津市 伊根町	—	—	10
16	18	京都市2 長岡京市 城隍市 加悦町 南丹市3 京丹波町3 綾部市 舞鶴市2 与謝野町2 伊根町2	—	—	18
17	18	京都市 亀岡市 南丹市4 京丹波町4 綾部市 福知山市 舞鶴市2 京丹後市4	1	個人	19
18	10	京都市 木津川市 南丹市6 京丹後市2	2	2法人	12
19	7	京都市 木津川市 亀岡市 南丹市 京丹波町 福知山市2	3	3法人	10
20	9	京都市 和束町 亀岡市 京丹波町 綾部市2 福知山市 舞鶴市 与謝野町	9	5法人 1個人	18
21	5	亀岡市 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市	16	7法人 5個人	21
22	13	京田辺市 亀岡市3 南丹市 京丹波町2 綾部市 福知山市 4 舞鶴市	25	10法人 9個人	38
23	5	亀岡市 京丹波町 綾部市 舞鶴市 伊根町	32	10法人 15個人	37

農林水産業で働いたら

農林水産業ジョブカフェ

(ジョブパーク農林水産業コーナー)

に相談しよう

農林水産業ジョブカフェには、専門の相談員が常駐し、農業を始めたい方や田舎暮らしのために農村に移住を考えている方への情報提供や相談に応じています。

こんな思いや疑問に答えます

- ・ 農業を始めるために必要な心構えなどのアドバイス
- ・ 府内で、新規就農した先輩の事例紹介
- ・ 現地見学会の情報や研修を受け入れてくれる場所の紹介
- ・ 新規就農希望者を支援する現地機関・窓口の紹介
- ・ 新規就農に対する京都府の支援施策の紹介
- ・ 農業法人への就業相談
- ・ 農村生活に関するアドバイス



相談時間：午前9時～正午・午後1時から午後5時(日、祝日を除く)

TEL・FAX：075-682-1800

E-mail：norin@kyoto-jobpark.jp

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3F 京都ジョブパーク内



- ・ 市バス「九条車庫」すぐ
- ・ 地下鉄「九条」駅より徒歩5分

お気軽におたずね下さい

京都府の主な新規就農・就業支援事業

✓ 担い手養成実践農場

京都府では、市町村や京都府農業総合支援センターなどと連携し、新しく就農を希望される方を対象に、技術習得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」を整備しています。

＜農林水産業ジョブカフェ又はお近くの京都府農業改良普及センターにご相談ください＞

就農支援資金

就農支援資金は、知事により認定された就農計画に従って行われる農業技術等の習得研修に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。また、条件により返済時に京都府と市町村から償還金の助成を受けられる場合があります。

＜農林水産業ジョブカフェ又はお近くの京都府農業改良普及センターにご相談ください＞

青年就農給付金（準備型）

先進農家等で研修を受ける45歳未満の青年の方に対して、就農前の研修期間（2年以内）の所得を確保する給付金を交付します。

＜農林水産業ジョブカフェにご相談ください＞

※研修地が決まっている場合は、研修地を管轄する京都府農業改良普及センターにご相談ください。

青年就農給付金（経営開始型）

市町村が作成する「京力農場プラン（人・農地プラン）」に位置付けられた（又は位置付けられると見込まれる）45歳未満の独立・自営就農をする方に対して、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を交付します。

＜農林水産業ジョブカフェにご相談ください＞

※就農地が決まっている場合は、就農地の所在する市町村の窓口にご相談ください。

担い手づくりサポートセンター

農業法人等の「就農サポーター」が就農希望者を雇用し、農業の生産技術や経営技術などを研修指導します。

＜農林水産業ジョブカフェにご相談ください＞

農林水産業ジョブカフェ

TEL・FAX：075-682-1800

E-mail：norin@kyoto-jobpark.jp

京都府農林水産部担い手支援課

TEL：075-414-4942

農地保有合理化事業

農地の売買・貸借を仲介

農地の集積を お手伝い



京都府農業総合支援センター

都道府県農業公社（農地保有合理化法人）が あなたが望む経営規模拡大を お手伝いします！



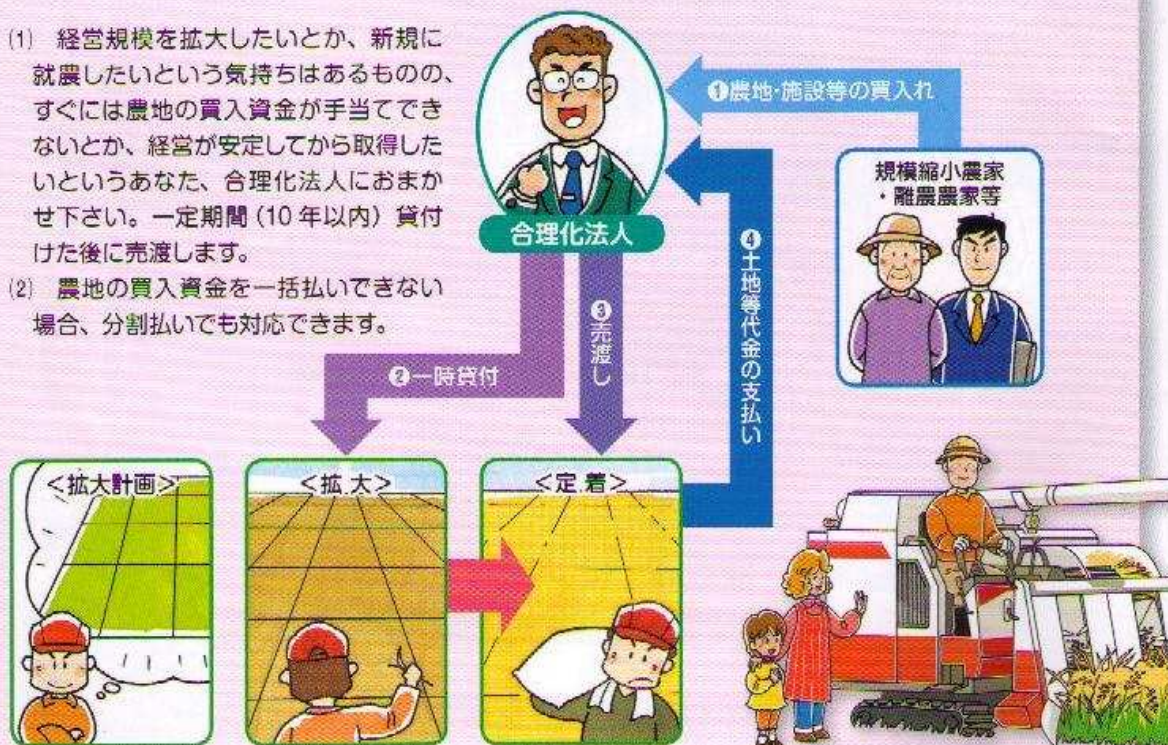
1 農地を売りたい！買いたい！

- (1) 農地の取り引きには、契約書の作成、登記手続き、農地法の許可（又は、農用地利用集積計画の公告）などが必要なため、通常の不動産取り引き以上に、事務手続きに手間暇がかかります。そんなときは、農地保有合理化法人におまかせ下さい。
- (2) 出し手（地主）には、合理化法人がすぐに土地代金を支払います。



農地を売りたい！買いたい！

- (1) 経営規模を拡大したいとか、新規に就農したいという気持ちはあるものの、すぐには農地の買入資金が手当てできないとか、経営が安定してから取得したいというあなた、合理化法人におまかせ下さい。一定期間（10年以内）貸付けた後に売渡します。
- (2) 農地の買入資金を一括払いきれない場合、分割払いでも対応できます。



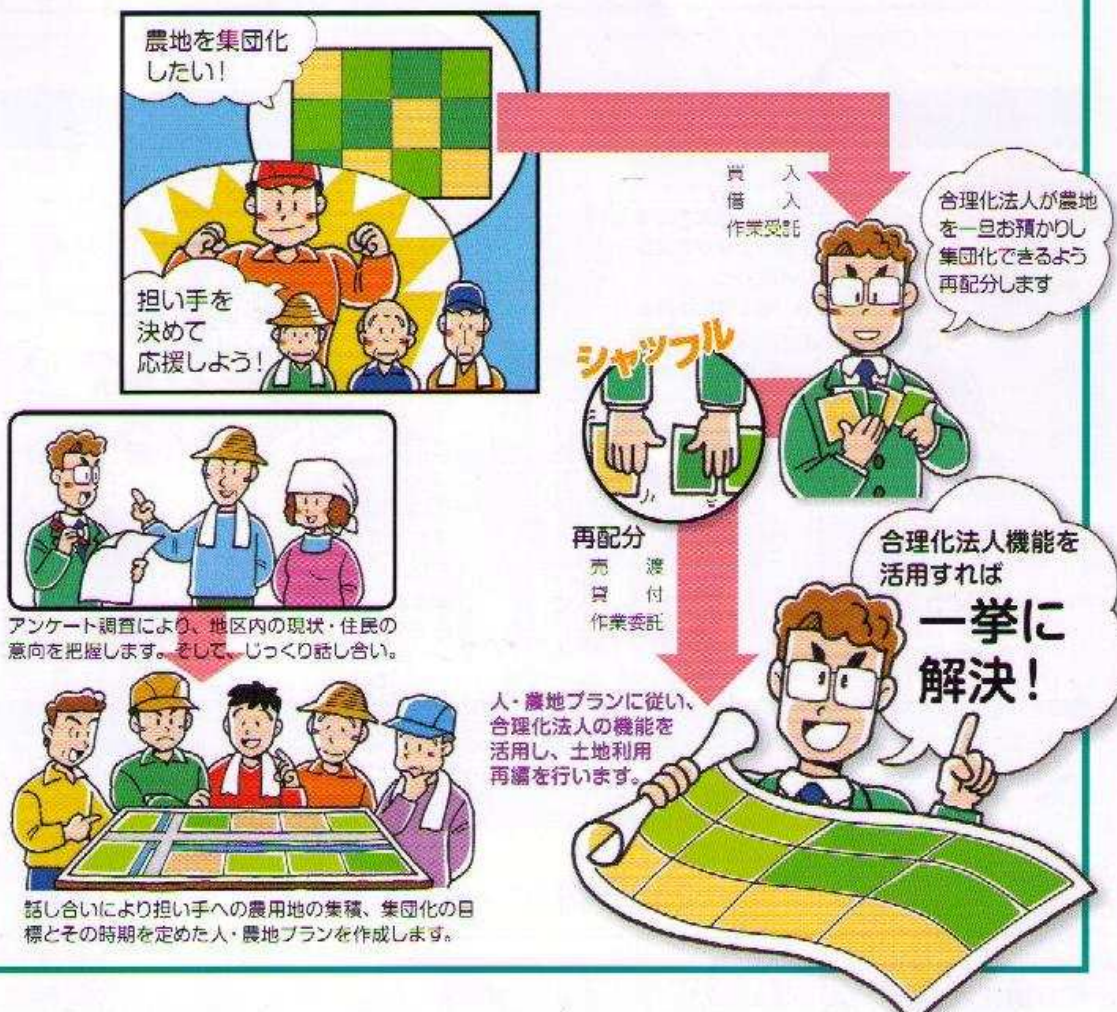
2 農地を貸したい! 借りたい!

- (1) 複数の地主の農地を借りたい場合でも、個々の対応は合理化法人が行います。あなたが借り入れる相手は合理化法人だけ。わずらわしい賃貸借の管理も合理化法人にまかせれば簡単。
- (2) 地主の方々には、あなたに代わって契約期間(3年~10年)分の小作料を一括して支払うこともできます。



集落等一定の広がりのある地域で、農地利用を総合的に行う場合

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)を策定し、集落等一定地域の土地利用調整を行うことが求められています。この場合、合理化法人が農地利用集積円滑団体と連携し、総合的な土地利用調整を行い、担い手の経営規模の拡大や連担した農地利用集積が実現できます。



大切な農地の 売買・貸借は 都道府県 農業公社へ

活用すると…



利用するメリットは？

- a 公的な機関が間に立つので安心して売買・貸借ができます。
- b 合理化法人が諸手続きをしてくれます。
- c 税金が軽減されます。
譲渡所得税の特別控除が 800 万円（買入協賛制度を活用した場合は 1,500 万円）まで受けられます。

安心して農地を
売買・貸借する
ことができます！

活用ケース

ケース その1



ケース その2



●お問合せは、都道府県農業公社または市町村・農業委員会へ

企画・編集 全国農地保有合理化協会 〒102-0094 東京都千代田区船橋片町3-29 日本農研ビル内 TEL.03-3263-9361(代)
製作・発行 (株)農林水産広報センター 〒102-0084 東京都千代田区二丁目9-8 中野基産ビル1F TEL.03-6380-8955(代)

京都府で就農したい方のための
就農支援資金のご案内



社団法人 京都府農業開発公社

就農支援資金とは

就農支援資金とは、知事により認定された就農計画に従って行われる農業の技術・経営方法を習得するための研修や就農の準備に係る費用など、就農に必要な資金を貸し付けるものです。

京都府農業開発公社は、青年農業者等育成センターとして指定を受け、資金の貸付け業務を通じ、就農希望者を支援しています。

なお、京都府就農研修資金償還金助成事業や担い手養成実践農場等の京都府独自の支援策をあわせて受けることも可能です。

就農支援資金

就農研修資金

研修に要する肥料、農薬等の資材費、視察旅費、図書購入費等

就農準備資金

就農の準備に要する住居の移転費、資格取得費、就農先調査旅費等

貸付け

新規就農者



支援

京都府就農研修資金償還金助成事業

就農研修資金の返済金（償還金）の一部を京都府と市町村が助成（一定の条件を満たす方に限ります）

担い手養成実践農場

農業技術の習得から就農まで、一貫して支援（技術指導者の設置や農地の確保等）

就農希望者



就農支援資金の概要

1. 就農研修資金、就農準備資金

資金の種類		研修先等	貸付対象となる経費等	貸付対象者
就農研修資金	農業大学校等での研修	農業大学校、研修教育施設のある試験研究機関等	研修を受けるのに必要な授業料、教材費、研修視察費等	15～64歳の認定就農者、認定農業者
	先進農家等での研修	先進農家、試験研究機関（研修教育施設のない機関）等（海外での研修を含む）	研修に必要な資材、調査分析機器購入費、研修視察費等	15～64歳の認定就農者、認定農業者
	指導研修	普及指導員	先進地等研修費、専門書購入費、調査分析機器購入費、肥料費等	15～39歳の認定就農者、認定農業者
就農準備資金		—	住居転費、資格取得費、就農先の調査旅費等、就農の準備に要する経費	15～64歳の認定就農者、認定農業者

2. 就農施設等資金

農業経営開始に必要な施設の設置、機械・資材の購入等に必要な資金を、無利子で貸し付けるものです。期間は就農5年度目までです。

対象者は新規就農を目指す15～64歳の方で、貸付額は年齢により異なり次のとおりです。

15～39歳：3,700万円（2,800万円を超える場合は必要な資金額の1/2以内）

40～64歳：2,700万円（1,800万円を超える場合は必要な資金額の1/2以内）

なお、この資金については、最寄りの農業改良普及センターにご相談ください（公社では取扱っていません）。

資金借受けまでの手続き

Step 1

就農計画の策定

「就農支援資金」の貸付を受けるには、就農計画を作成し、京都府知事の認定を受ける必要があります。就農計画の作成に当たっては、農業改良普及センター等と相談ください。認定に当たっては、関係機関による審査が行われます。

内容が知事から適当であると認められれば「認定就農者等」となります。

Step 2

貸付申請の審査

「認定就農者等」になったら、就農支援資金貸付申請書を提出することができます。先に認定を受けた「就農計画」等必要な書類を添付し、関係する農業協同組合へ提出します。



Step 3

貸付決定

関係機関による審査を経て、貸付が決定されます。



貸付限度額	貸付利率	貸付期間	償還期間（うち据置期間）
月5万円	無利子	在学期間内で4年が限度 (40～64歳の方は1年が限度)	<15～39歳> 一般地域に就農：12年以内 (4年以内)
月15万円		研修期間内で2年が限度 (40～64歳の方は1年が限度)	条件不利地に就農：20年以内 (9年以内)
200万円（1回限り）		—	<40～64歳> 一般地域に就農：7年以内 (2年以内)
200万円（1回限り）		研修終了後または就農準備開始から 1年以内	条件不利地に就農：12年以内 (5年以内)

認定就農者：新たに就農しようとする青年等で、作成した「就農計画」が知事から適当であると認定された方
 認定農業者：新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとし、作成した「就農計画」が知事から適当であると認定された農業法人等（農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者とは異なります）

※就農支援資金の借入れには担保又は保証人が必要です。ただし、就農施設等資金を農協等の融資機関から借入れる場合には農業信用保証制度による機関保証を受けることができます。



就農支援制度のQ&A

Q 就農計画には、どんなことを書くのですか。

A どの市町村にいつ就農し、そこでどういう態様で農業経営をするのかという目標と、目標までにどんな研修を受けるのかを書いてください。

なお、就農計画の策定にあたっては、就農予定地を所管する農業改良普及センターの普及指導員による専門的なアドバイスを受けることができます。

Q 資金を借りるには、保証人が必要ですか。

A 必要です。資金の貸付を決める審査会で保証人の方の預貯金残高証明書等を確認します。

Q 農業大学校等で研修後、農家研修をする場合、両方で資金を借りることはできますか。

A 決められた期間内であれば、可能です。

Q 法人も資金を借りられますか。

A 農業を始めようとする方を担い手として育てようとする農業法人や農家が、就農計画を作成し知事の認定を受けた「認定農業者」になれば、可能です。

Q 償還期間中に離農した場合はどうなりますか？

A 就農支援資金は、将来農業経営をする方に対する支援を目的としているため、農業経営を断念し他の職業に転職する等の場合（「離農」といいます）には、償還が終了していない借受残額を一括して返済していただくことになります。



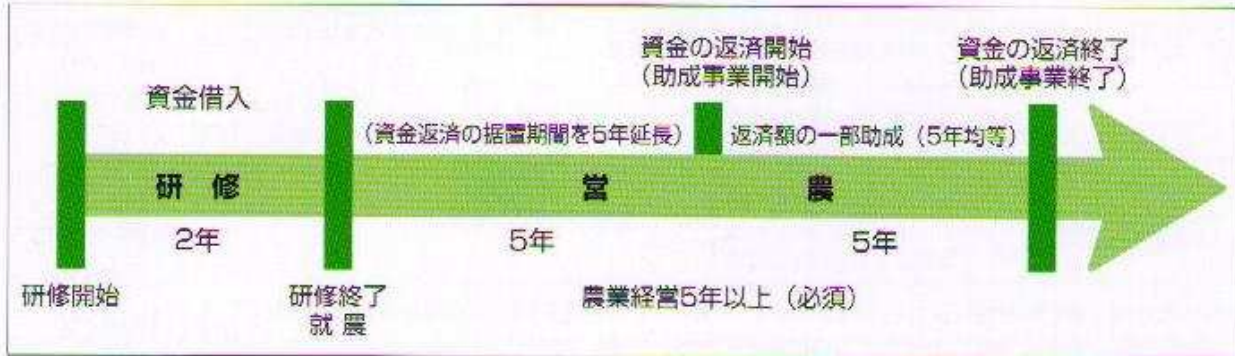
新規就農者・就農希望者への京都府独自の支援策

京都府就農研修資金償還金助成事業

就農研修資金の返済時に、京都府と市町村から、助成が受けられる場合があります。
助成割合は、借り入れた額の3分の2までです。



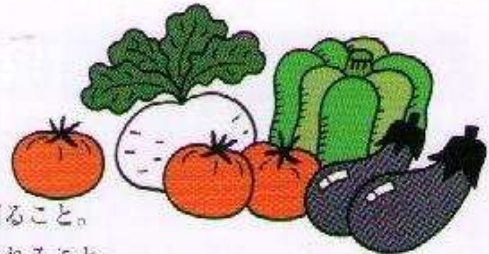
イメージ図



対象者の要件

対象者は、次に掲げる条件のすべてを満たす方です。

- ① 就農研修資金を借り受け、就農研修を行う青年（15～39歳）であること。
ただし、京都府立農業大学校で就学研修を行う場合や、普及指導員等による指導研修を行う場合は除きます。
- ② 研修終了後、直ちに就農し（雇用による就農は除く）、5年間以上継続して農業経営を行うこと（事業実施年度は農業経営を継続実施していること）。
- ③ 就農地が、中山間地等の条件不利地域を含む市町村であること。
- ④ 次のいずれかに該当すること。
 - ア 非農家出身であること。
 - イ 農家出身で、就農にあたり、就農施設等資金を研修資金の借入総額のおおむね倍額以上借り受け、経営基盤の強化を図ること。
- ⑤ 当該市町村における地域農業後継者育成協議会等に相当と認められること。



担い手養成実践農場

担い手養成実践農場とは、本格的な農業経営を志す方が円滑に就農できるよう、農業技術の習得から就農までを一貫して支援（公社事業と市町村事業をセットで実施）する京都府独自の制度です。

研修期間は最長2年間です。年齢制限はありません。

公社の実践農場推進室が、農場開設に向けて、地元の方や市町村と調整を行います。



ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/noson/11200027.html>

お問合せ先

● 就農支援資金及びこのパンフレットについては.....

京都府青年農業者等育成センター（京都府農業開発公社）

京都市上京区出水通油小路東入 京都府庁西別館2F
TEL (075)417-6847 FAX (075)441-5742



● 京都府で農林水産業に就業したい方の相談窓口は.....

農林水産業ジョブカフェ （京都ジョブパーク 農林水産業コーナー）

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3F
TEL & FAX (075)682-1800
ホームページ：http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/job_agricultural.html



● 就農支援資金の借受に必要な就農計画を策定する時には.....

農業改良普及センターでアドバイス等を受けることができます。就農を希望される地域合わせてお問い合わせください。

センター名	住所及び電話番号	管轄市町村
京都乙訓農業改良普及センター	〒615-0846 京都市右京区西京極徳大寺団子田町15 TEL (075) 315-2906	京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町
山城北農業改良普及センター	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 TEL (0774) 62-8686	宇治市、城陽市、久御山町、 八幡市、京田辺市、井手町、 宇治田原町
山城南農業改良普及センター	〒619-0214 木津川市木津上戸18 TEL (0774) 72-0237	木津川市、笠置町、和束町、 精華町、南山城村
南丹農業改良普及センター	〒622-0041 南丹市雲部町小山東町藤ノ木21 TEL (0771) 62-0665	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東農業改良普及センター	〒623-0012 綾部市川糸町丁番10-2 TEL (0773) 42-2255	綾部市、舞鶴市
中丹西農業改良普及センター	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91 TEL (0773) 22-4901	福知山市
丹後農業改良普及センター	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波小字中嶋855 TEL (0772) 62-4308	宮津市、与謝野町、伊根町 京丹後市

ホームページ：http://www.pref.kyoto.jp/fukyu/index.ht

2009年2月発行（2010年12月増刷）

就農サポーターになりませんか!!

京都府では、将来の地域農業の担い手となる人材確保・育成するため、失業者を雇用し、農業生産技術及び農業経営知識等の実地研修を行う、就農サポーターを募集します。

■就農サポーター^{support}の要件及び業務の内容

- ・ 農業生産技術及び農業経営知識を有し、京都府内で農業を営む法人及び認定農業者
- ・ ハローワークへ求人申込の実施、失業者を雇用、必要な社会保険に加入。
- ・ 播種から栽培管理、収穫、出荷など農業生産技術及び農業経営知識等を習得させるための研修を実施
- ・ 5年以上の農業経験を有する、研修指導者の確保。

■研修者

- ・ 将来の地域農業の担い手を目指し、農業技術の取得を図り、農業法人への就職や就農を目指す方が、ハローワークの求人情報を見て応募することになります。

■研修期間（業務委託期間）

- ・ 平成24年5月1日～平成25年2月28日（最長）
- ＊ 研修期間は、原則3ヶ月以上

★ 支援の内容 ^{短期、最高10ヶ月}

- ・ 就農サポーターが、研修者に係る必要な経費を支援します。

項目	支援の内容
雇用費金	上限：800円/時間 かつ 128,000円/月
住宅手当	上限：月3万円（就農サポーターに住宅手当制度があり、研修者が研修のために引っ越しを伴う場合）
社会保険	労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、児童手当拠出金の事業主負担分
★ 指導者謝金	上限：1,250円/時間（1日8時間以内）かつ10万円/月、

＊上記以外の通勤手当、国民健康保険の掛け金、扶養手当、その他研修に係る経費は対象外です。

■募集期間

- ・ 平成24年4月3日（火）までに別紙「研修実施計画書」を作成の上、下記に送付又は持参してください。内容を審査の適否お知らせします。

■送付先

- ・ 〒602-8054 京都市上京区丁子風呂町104-2
府庁西別館内 京都府農業総合支援センター

詳しくは、下記までお問い合わせください。

（社）京都府農業総合支援センター TEL 075(417)6847

FAX 075(441)5742

京都府農林水産部担い手支援課 TEL 075(414)4942

FAX 075(414)5039

又は、お近くの京都府広域振興局、農業改良普及センターまで



サポセン事業 Q&A

Q1 私は農家ですが、就農サポーターになれるのですか？

A1 農業法人又は認定農業者が就農サポーターになれます。
また、指導者として、農業経験を5年以上有する者が必要です。

Q2 研修期間はどれくらいですか？

A2 研修者の方に農業技術を身に付けてもらうためには、様々な作業を体験してもらうことが必要です。
委託する研修期間は、3か月以上で最長で10ヶ月です。

Q3 研修修了後は、研修者をそのまま雇用するのですか？

A3 当初提出していただく「研修実施計画書」の研修終了後の雇用計画に、研修終了後の雇用計画を立てていただきます。

Q4 私の会社は農産加工等を営んでいますが、農産加工の研修でも対象となりますか？

A4 栽培からできた農産物の加工までの一連の研修であれば対象となります。
農業生産にかかる研修がおおむね2/3は必要です。
「農産加工のみ」や「農産物の販売のみ」は研修の対象外です。

Q5 私の会社は、水稻の作業受託をしています。作業受託は、研修計画の対象となりますか？

A5 作業受託や請負耕作であっても一連の農業生産の方法が、研修できるのであれば、研修の対象となります。

Q6 学校を卒業して、就職が決まっていなくても、雇用して、研修を行うことができますか？

A6 ハローワーク募集時点で失業者であれば、研修者として応募できます。

平成24年度

加工食品等の試作品づくりに 支援を行います



農林漁業者による

新たな加工食品等のアイデアを募集!



府内の農林漁業者が企画する「試作プラン」をもとに行う

京都ならではの新商品の試作品づくりを支援することで、

農商工連携や6次産業化の取り組みを促進します。



「試作プラン」の募集期間

平成24年 7月12日(木) ~ 7月31日(火)

お問合せ先



〒602-8054 京都市上京区丁子風呂町104 番地の2

公益社団法人 **京都府農業総合支援センター**

☎075-417-6888 ㊚075-441-5742

URL: <http://www.nbc-kyoto.jp>

京都府

■ 食の試作ネットワーク事業 ■

目的

府内の農林漁業者が行う新たな加工食品等の開発による農商工連携や6次産業化の取組みを促進するため、新商品開発の企画に基づく試作の取組みを支援します。

応募資格

- 1 京都府内に拠点を有する農林漁業者であること
- 2 府税を滞納していない者であること
- 3 事業の継続性が見込まれる者であること

対象となる事業

以下の全てを満たす事業

- 1 京都府内の農林漁業者による新たな企画であること
- 2 原材料に京都府産の農林水産物を過半(重量)以上使用すること
- 3 試作品は、原則京都府内で作られること
- 4 平成25年3月1日までに完了すること

助成金

助成限度額

1プラン当たり50万円(補助率10/10以内)

申請方法

別途支援センターホームページ公表の「食の試作ネットワーク事業補助金募集要領」により、(公社)京都府農業総合支援センターまで申請(郵送・持参)してください。

採択

本事業で組織される「食の試作ネットワーク会員」等の意見をもとに対象事業の採択を行います(5件程度)。
詳しくは別途支援センターホームページ公表の「食の試作ネットワーク事業補助金募集要領」をご覧ください。



みやこの逸品

京の ブランド 産品

社団法人 京のふるさと産品協会

京こかぶ



5月上旬～7月下旬
9月中旬～12月中旬

- 真っ白い肌、美しい形状のこかぶです。
- さめ細かで緻密な肉質、繊細な甘味があります。
- 京漬物やかぶら蒸しをはじめとした、京料理には欠かせない食材です。
- サラダでの生食など手軽に利用でき、葉の部分もおいしく食べることができます。

伏見とうがらし



4月下旬～10月下旬

- 古くは伏見を中心に、今では京都府内全域に栽培が広がっています。
- もつとも細長い品種のとうがらしで、辛くありません。
- カルシウム、食物繊維が豊富です。
- 割でかまく焼いたり、煮物・てんぷらなどに使われます。

花菜



1月上旬～4月上旬

- 伏見桃山付近で切り花用として栽培されていた紫咲きななねの苗を食用にしたものです。
- 心地よい酸っぱさと独特の風味があります。
- ビタミンCが豊富です。
- からし和え、お吸い物、おひたし、漬物などに適します。



おいしさと信頼の目印

京のブランド産品

聖護院かぶ



10月下旬～1月上旬

- 約280年前、聖護院の農家が近江かぶから作りだしました。
- 球形でどっしりとした大かぶです。
- さめ細かで緻密な肉質、前切れのよい食感が特長です。
- ビタミンCが豊富です。
- 京漬物「下漬」に使用されます。
- かぶら蒸しをはじめ、サラダでの生食など幅広く使用することがあります。

金時にんじん



11月上旬～1月下旬

- 表面だけでなく中まで真っ赤です。
- 肉質がやわらかで、甘味があります。
- ビタミンA、B、Cや食物繊維が豊富です。
- 和汁や正月の煮しめなど冬の料理の彩りとして欠かせません。
- 煮炊きすると、甘味と肉質のやわらかさがひかたまります。

紫ずきん



9月中旬～10月下旬

- 丹波黒大豆から生まれた秋のえだ豆です。
- 粒が大きくコクがあり、甘味がたっぷりです。
- 豆の外皮が濃紫色で、頭巾のような形をしていることからこの名が付けられました。
- たんぱく質はもちろんだビタミンCやカルシウムが豊富です。

みず菜



周年
 ◎葉に深い切れ込みがあるのが特徴。
 ◎シャキシャキとした、くせのない味わい。
 ◎ビタミンCが豊富です。
 ◎油揚げとの煮もの、サラダ、からし和え、浅漬けなど旬日の食卓に欠かせない存在です。
 ◎肉の臭みをとる働きがあります。

壬生菜



周年
 ◎みず菜の自然交雑でできたもので葉がヘラの形をしています。
 ◎特有のピリッとした辛味と香りが特長です。
 ◎ビタミンCや食物繊維が豊富です。
 ◎ごっばりとした風味で、和え物、炒め物、一夜漬けなどに使われます。

九条ねぎ



周年
 ◎美しい緑の葉がまっすぐに伸びています。
 ◎葉の内部のぬめりが、ねぎ本来の甘味とやわらかさの秘密です。
 ◎緑の葉にカロチンやビタミンBを含みます。
 ◎たいへん香りが良く、薬味のほか、煮物、鍋物、めたなどに使われます。

賀茂なす



4月上旬～9月下旬
 ◎1個250～300gほどもある大型の丸なすです。
 ◎肉質が緻密で、煮炊きしても型くずれしません。
 ◎ビタミンCが豊富です。
 ◎丸形をいかした田楽が親しまれています。
 ◎蒸ごたえが良く、揚げ物に適しています。

京山科なす



6月上旬～9月下旬
 ◎玉子を大きくしたような丸みのあるふっくらとしたなすです。
 ◎皮・果肉ともにやわらかですが、食感はしつかりしています。
 ◎旨味が多く、カリウムやリンなどミネラルが豊富です。
 ◎煮物、焼きなす、ぬか漬けなど最高の味わいです。

万願寺とうがらし



5月中旬～10月下旬
 ◎鶏糞生まれの大型のとうがらしです。
 ◎四角でホリホリしたぶり。
 ◎口もとやわらかさが特長です。
 ◎ビタミンC、食物繊維が豊富です。
 ◎種が少ないので、焼く、煮る、揚げるなど様々な楽しめます。

鹿ヶ谷かぼちや



7月上旬～8月中旬
 ◎肉質が緻密で、煮炊きしても型くずれしません。
 ◎ビタミンCが豊富です。
 ◎ひょうたん形の外観をいかし、中にひき肉を詰めるなどの料理法もあります。
 ◎形のおもしろさから、観賞用としても利用されます。

京たけのこ



3月下旬～5月上旬
 ◎えぐ味がなく、肉厚でやわらかく、甘味があります。
 ◎たんばく質や糖質を適度に含み、繊維質が豊富です。
 ◎お吸い物、木の芽和え、若竹煮、てんぷら、刺身など幅広く楽しめます。
 ◎特に、象牙色をした最高級のとけのこは、「シロロ」と呼ばれています。

やまのいも



11月中旬～12月下旬
 ◎「般に「つくねいも」とも呼ばれる丸いもの一種です。
 ◎肉質がしまり、水分が少なく、たいへん粘りが強いのが特長です。
 ◎ビタミンCが豊富です。
 ◎すりおろしてとろろ汁にするほか、菓子原料としても使われます。



堀川ごぼう

11月上旬～12月下旬
 ○越年栽培の大型ごぼうで、中に空洞があります。
 ○香り高く、繊維がやわらかいので味が中までしみ込みやすいのが特長です。
 ○ビタミンC、ミネラルが豊富です。
 ○空洞部分に肉やえびを詰めるなどして煮物にします。



えびいも

10月下旬～1月下旬
 ○さといもの一種で、形がえびに似ています。
 ○肉質が緻密で煮込んでも固くずれせず、中までじっくり味がしみ込みます。
 ○ビタミンC、Eが豊富です。
 ○蒸餅とともにゆっくり煮つけた炊き合わせが有名です。



聖護院だいこん

10月下旬～2月下旬
 ○約180年前、聖護院の農家が尾張の長大根から作りだしました。
 ○苦味がなく、ほんのりとした甘味があります。
 ○長時間炊いても煮くずれせず、とろと仕上がります。
 ○ビタミンCが豊富です。
 ○ふろふきだいこんやおでんで楽しめます。



京たんど梨

9月上旬～10月下旬
 ○海に囲まれた風光明媚な丹後半島で育ちました。
 ○光センサーで糖度選別し、高糖度のものだけを厳選しています。
 ○甘さがたっぷり、みずみずしさがいっぱいです。
 ○秋のレジャーのお供にどうぞ。



丹波くり

9月上旬～10月下旬
 ○くりといえば「丹波くり」と言われるほど有名です。
 ○大粒で色つやに優れています。
 ○ビタミンBが豊富です。
 ○甘露煮やマロングラッセなどのお菓子用に、また、くりご飯やゆでくりで風味を楽しめます。



くわい

12月上旬～12月下旬
 ○良い芽が出ますように「子孫繁栄するよう」と願う縁起物として、おせち料理の煮物には欠かせない一品です。
 ○甘味と、特有のほろ苦さが特徴です。
 ○煮物のほか、スライスして揚げ物にしたり、鍋物にも通しています。



丹後とり貝

5月下旬～7月下旬
 ○京都府独自の技術で、海に浮かべた筏で稚貝から1年間かけてじっくり育てられます。
 ○一般のとり貝に比べ、ひとまわり以上も大きくなります。
 ○肉厚でやわらかく独特の甘味があります。
 ○湯通ししたものをお造りや酢の物にするほか、かきやあがるなどして、おいしく食べることができます。



小豆

12月上旬～2月下旬
 ○粒が大きくて色つやがよく、独特の香りがあります。
 ○粒が揃い、煮炊きしても型くずれしにくいので、おあんの原料として最適です。
 ○京菓子など一粒一粒を大切に作る高級菓子作りにはなくてはならない存在です。



黒大豆

12月下旬～2月下旬
 ○大粒でしわがなく、煮炊きしても型くずれしません。
 ○カルシウムやビタミンBが豊富です。
 ○見た目に美しく、おせち料理には欠かせない存在です。
 ○和菓子などの加工品や豆ご飯などにも使われます。

京のブランド産品クッキング

みず菜のリンゴハムサラダ

材料 (4人分) みず菜 200g ハム 4枚
リンゴ 1/2個 マヨネーズ 適量

作り方

- みず菜をよく洗い、2cmくらいに切る。
- ①にいちじょう切りの皮つきリンゴとハムの細切りを加え、マヨネーズで和える。



伏見とうがらしのベーコン巻き

材料 (4人分) 伏見とうがらし 24本
ベーコン 16枚 キャベツ 1/6個
レモン 1/2個 サラダ油 大さじ1
塩 少々 こしょう 少々

作り方

- 伏見とうがらしはへたをとり、ヘタの付いていた方を裂き、熱湯で茹でて種を取り除く。
- ベーコンは2枚並べてバット等の上に広げ、①を3本まとめて芯にして巻き、爪楊枝でとめる。
- フライパンにサラダ油を熱して、②を転がしながら焼き、塩、こしょうで味を調える。
- ③を等分に切り、キャベツの下切りと共に盛り、くし切りのレモンを添える。



京こかぶとスモークサーモンのマリネ



壬生菜の生春巻

材料 (4人分) 壬生菜 200g ライスペーパー 8枚
生ハム 8枚 えび 12尾
クリームチーズ 60g かばす 適量
タレ (スイートチリソース 適量 ごま油 適量
薄口醤油 適量 マヨネーズ 適量
味とがらし 少々)

作り方

- 水にくぐらせたライスペーパーの上に、生ハム、湯通しして3~4cmに切った壬生菜、5mm角の棒状に切ったクリームチーズをのせ巻きし、茹でて縦半分に切ったえびをのせて焼き上げる。
- 半分にならぬみ切りにして盛りつけ、かばすをふって、好みのタレをつけていただく。



万願寺とうがらしの素揚げ

材料 (4人分) 万願寺とうがらし 300g
塩 少々 揚げ油 適量

作り方

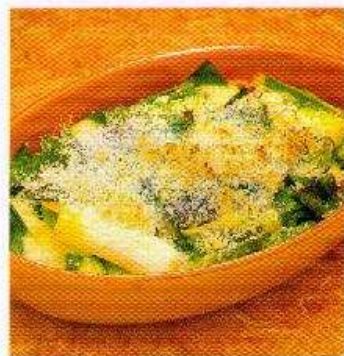
- 万願寺とうがらしは穴をあけておく。
- 油を160℃に熱し、①を入れ表面の色が変わったら取り出し、塩をふっていただく。

九条ねぎの簡単グラタン

材料 (4人分) 九条ねぎ 4本 牛蒡茸 16枚
とろけるチーズ 60g パン粉 大さじ6
サラダ油 小さじ2
調味料 (マヨネーズ 大さじ6
薄口醤油 小さじ1)

作り方

- 九条ねぎは水洗いして5cmの長さに切る。
- 牛蒡茸は1枚を4切れ程度に、斜めにそぎ切りにする。
- フライパンに油を入れて熱し、①②をサッと炒める。
- ③をボウルに移してとろけるチーズと調味料を加えて混ぜ、耐熱容器に盛り、パン粉をふりかけて220℃のオーブンでパン粉がキツネ色になるまで焼き上げる。



かぶら蒸し

材料 (4人分) 聖護院かぶ 1/3個 甘鯛 160g
卵白 1個分 きくらげ 3g
ゆりね 1/2個
塩 適量 わさび 適量
べっこうあん
(だし汁400ml みりん30ml 薄口醤油15ml
濃口醤油15ml 水溶き片栗粉45ml)

作り方

- 聖護院かぶは厚く皮をむき、すりおろして湯通しをし、水気をきる。
- 甘鯛の身に塩をし、中骨を抜いて等分に切り、熱湯でさっとゆで、水できれいにウロコを取る。
- きくらげは水で戻して縦切りにし、ゆりねは塩ゆでし、①と卵白を混ぜ合わせ、甘鯛の上のせて蒸し上げる。
- べっこうあんは調味料を沸騰させ、水溶き片栗粉でとろみをつける。
- 蒸し上がった①に④をかけ、おろしわさびを添えて仕上げる。



ご存知ですか、このマーク

「京のブランド産品」マークは、「京のブランド産品」の証です。

「京のブランド産品」マークは、京都の頭文字Kをシンボル化し、京都の「農」「林」「水」の豊かな実りを3つの丸に、その源である「大地」「水」「太陽」を3本のラインで表現しています。

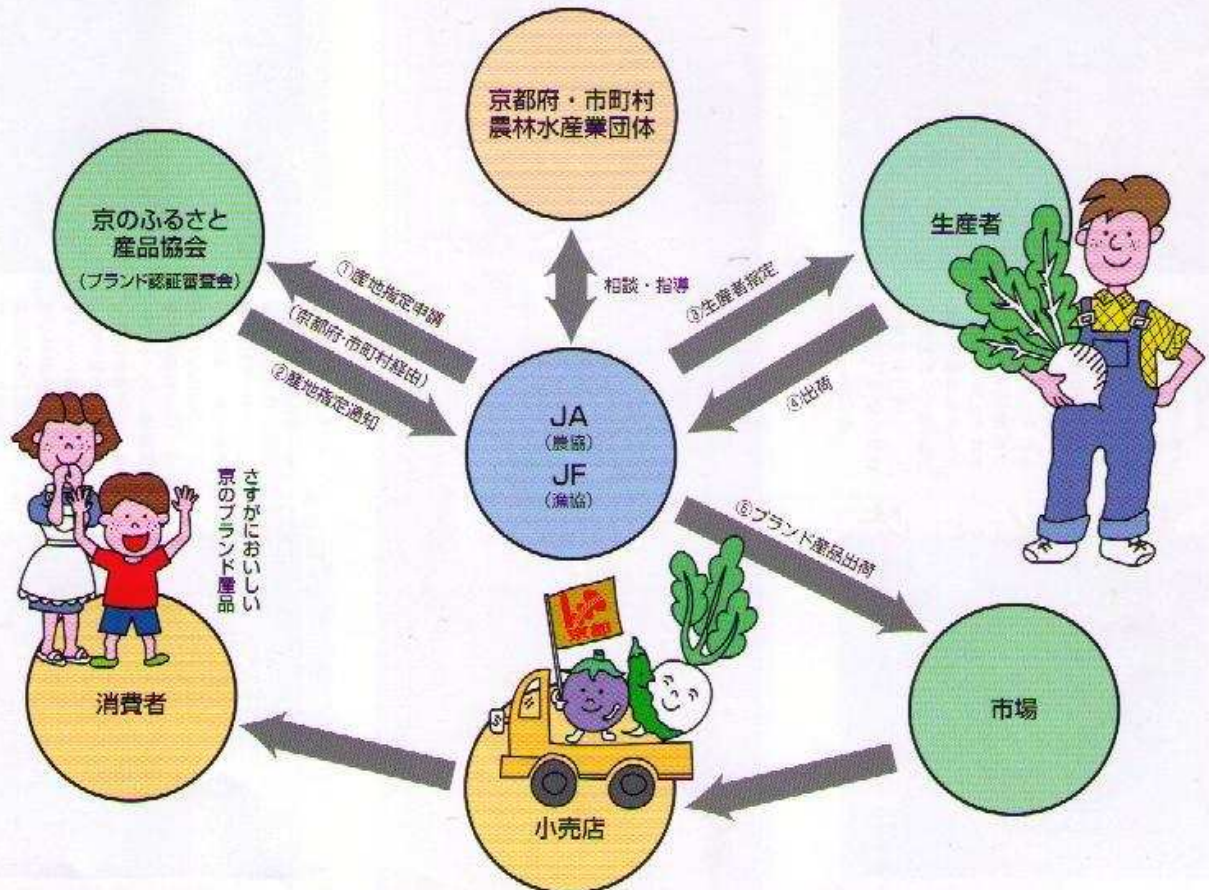


「京のブランド産品」マークは、優れた京都の農林水産物の中でも、特に品質を厳選したものだけに貼られており、生産者はこのマークを「ものづくりの指標」として日々研鑽を重ねております。流通関係の皆様には「商品力ある京都産品の目印」として、また消費者の皆様には「おいしさと信頼の目印」として御活用いただきたいと思います。

「京のブランド産品」マークを「おいしさと信頼の目印」として御活用ください。

認証のしくみ

京都府内各地には、京の伝統野菜など歴史に磨かれた特徴ある農林水産物が数多くあります。輸入品を含め、農林水産物の産地間競争が激化する中で、安心・安全と環境に配慮した生産方法に取り組み、品質が特に優れた京都府内産農林水産物を、「京のブランド産品」として市場や消費者に強くアピールしていこうと、行政・農林水産業団体・流通業界が一体となって、平成元年にスタートさせたのが京都の「ブランド認証事業」です。



社団法人 京のふるさと産品協会

〒601-8585 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館内
TEL 075(681)4289 FAX 075(672)4081

大切な農地を活かし

農業の担い手を
応援します

農業総合支援センターとは

農地を買い入れ、または借り入れて、
営農意欲の高い農家へ売り渡したり、
貸し付けたりすることできる。
京都府知事が指定した
公的な機関です。

安心して農地の売買・貸借ができる農地保有合理化事業の活用を!



京都府農業総合支援センター

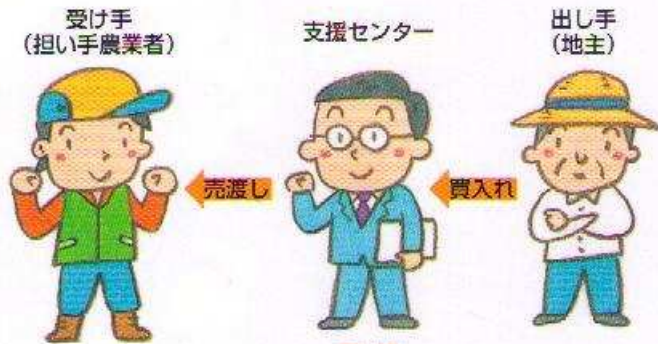
農地の 売買

農地の売買・貸借は農業総合支援センターにおまかせください！

農地を売りたい方は



- ▶ 譲渡所得税の特別控除が受けられます
 - 買入協議制の場合 1,500万円
 - 上記以外の場合 800万円
- ▶ 適正な価格で契約出来ます!!
 - ※ 近傍類似価格等が参考になります。
- ▶ 土地代金は契約・登記後、速やかに
 確実にお支払いします。



農地を買いたい方は



- ▶ 低利の資金が優先的に借りられます。
 - 農業経営基盤強化資金 (スーパーL)
 - 経営体育成強化資金
- ▶ 所有権移転登記に必要な登録免許税が
 15/1000から8/1000に軽減されます。
- ▶ 不動産取得税の1/3相当額が控除されます。



ちょっと
そろばん勘定

- Aさんの場合 ●
 農地の価格が
 300万円の場合

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買の場合

Aさんが支援センターに300万円で農地を売り渡した時、仮にこの農地の固定資産評価額を約10万円程度とし、農地の維持管理費は買入価格の約5%程度とした場合に、Aさんが支援センター以外の人に相対で売るよりも、支援センターが規模拡大の担い手に売り渡すことで、譲渡所得税(国税・地方税)の控除から約50万円程度の節約になります。

その後、規模拡大の担い手であるBさんが、この農地を支援センターから300万円で買う時には、BさんはAさんから相対で買うよりも税の軽減措置等から経費の節約ができます。(なお、Bさんが認定農業者の場合、農地取得資金が優先的に借りられます。)



農地の 貸借

書類作成、登記など、手続きから精算まで、全て支援センターが行います

農地を 貸したい方は▶▶▶

- ▶貸付期間満了時には、トラブルの心配もなく確実に土地が戻ります。
- ▶不在地主であっても、支援センターを利用すれば農地法上の所有制限にかかりません。
- ▶6～10年分の賃貸料の前払いを受けることもできます。
- ▶小作料は物納も受けられます。



地主

農地を 借りたい方は▶▶▶

- ▶所有者との借り入れ契約など面倒なことは支援センターが仲介しますので、安心して耕作に専念できます。
- ▶支援センターが所有者に賃貸料の前払いをしても、お支払いは毎年で、金利負担もありません。

面的集積



支援センター

担い手農業者



農業総合支援センター（農地保有合理化法人）が
担い手農業者の望む経営規模拡大をお手伝いします！

農地保有合理化法人とは、自ら農業をしないのに農地を取得（買入れ、借入れ）することを農地法で認められた唯一の法人です。

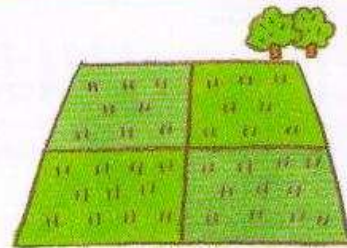
合理化事業の種類



売買事業

一般タイプ（有利子）

- 仲介型
支援センターが仲介し、買い入れ後、売り渡す。
- 受け手の要件
取得後の経営面積が「基準面積」以上となる農業者。



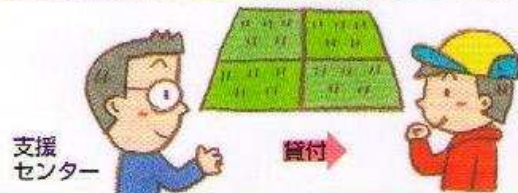
担い手支援タイプ（無利子）

- 仲介型
支援センターが農地を買い入れ後、売り渡します。
- 一時貸付型
支援センターが農地を買い入れ、一時貸付けを行ったあとに売り渡します。（注：一時貸付け期間中は、市町村の債務負担行為が必要。）
- 受け手の要件
・認定農業者・基本構想水準到達者・特定農業法人・特定農業団体・認定就農者
・取得後の経営面積（自作地・借入地・受託地含めて）が、おおむね1ha以上の団地を形成すること。（判断基準については別途定めあり。）



賃借事業 担い手支援タイプ

- 支援センターが農地を借入、担い手に貸し付けます。
- 受け手の要件（売買事業に同じ。）



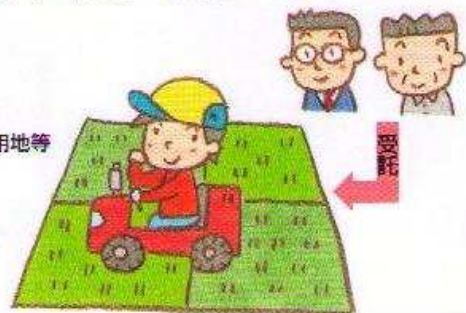
農作業受託事業

農作業を受託したい場合、規模拡大に応じて農作業受託料相当額（5年以内）を無利子でお貸しします。

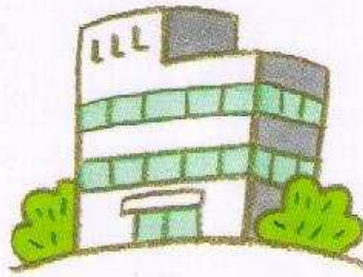
- 融資を受けられる方
売買事業に同じ。
- 農作業の種類及び面積要件
・基幹的農作業のうち3種以上の受託契約が締結されていること。
・新たに農作業受委託を行う農用地等と、現に耕作を行っている農用地等がおおむね1ha以上の団地を形成すること。

（基幹的農作業の事例）

田・畑：耕耘、整地（代かき）、播種（田植）、収穫（刈取）、調整等
果樹：せん定、施肥、摘花（果）、防除、収穫等



事業の 手続き



出し手農家

- 農地を売りたい農家
- 農地を貸したい農家

(買入協議の場合)

先ずはお近くの

農業委員会

**市町村
農林担当課**

ご相談を！



**京都府
農業総合支援センター**



面倒な

登記事務は

支援センターが行います

受け手農家

(認定農業者など)

- 農地の買入れ
- 農地の借入れ



農地保有合理化事業とは？

大切な農地を売りたい、貸したいとお考えの方、農業経営の規模を拡大したいので、農地を買いたい、借りたいとお考えの方のお役に立つものです。

農地保有合理化事業は、営利を目的としない支援センターが行います。

・事業実施地域は、農業振興地域内の農用地区区域内

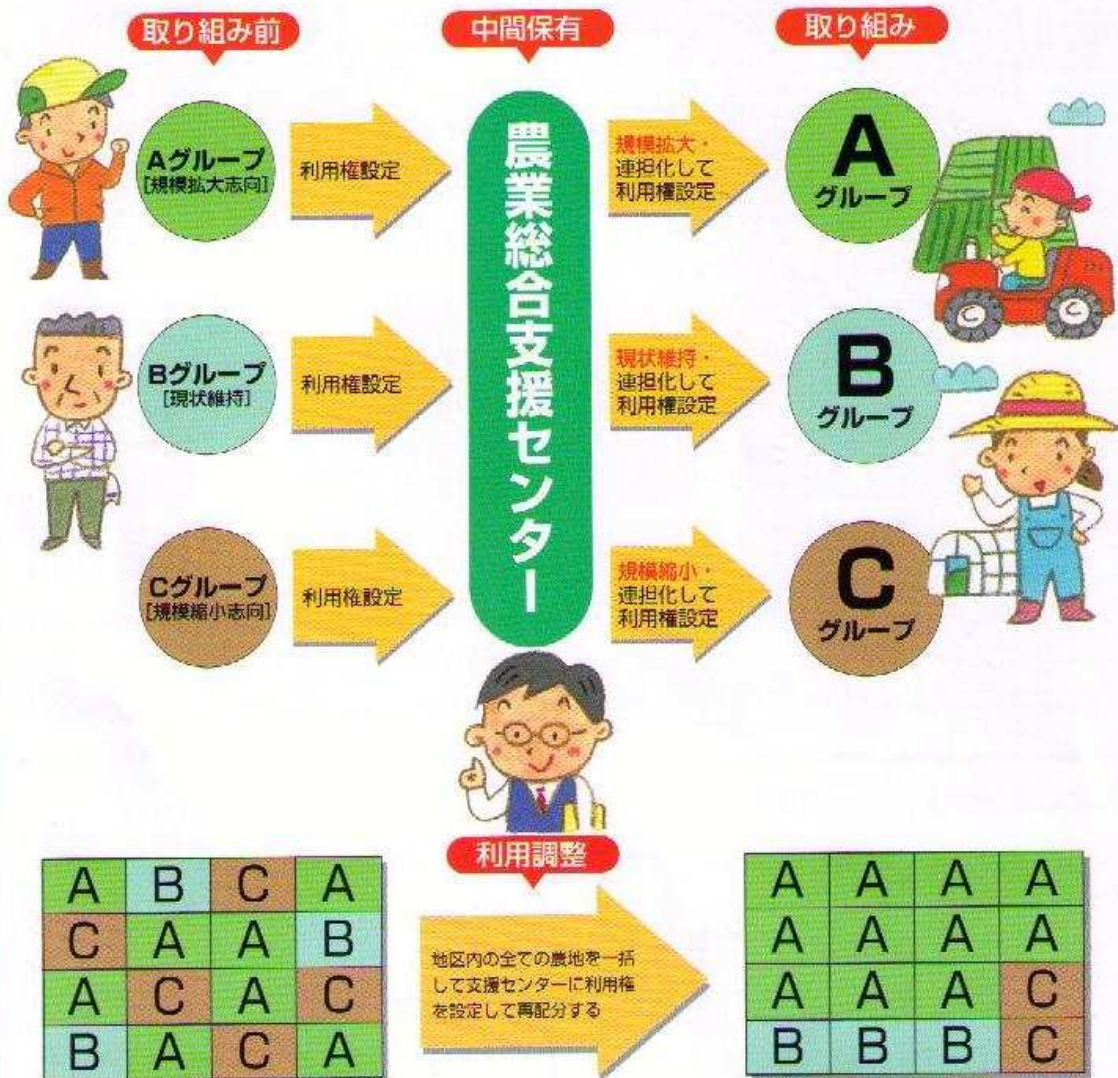


ほ場整備実施地区の農地利用



例

ほ場整備事業の連担化要件や担い手への集積要件などを満たしたい場合に、所有権と利用権を分離して、農地の利用権を一旦支援センターに移し、利用権を設定してから再配分すると、連担化や規模拡大が容易です。



メリット

ほ場整備の実施を機に、農地の所有と利用を一体的に検討すると、換地等が容易で、合理的な農地の利用ができます。

担い手活用農地バンク 設置事業



農地の利用を希望される府民と、活用可能な農地の結び付けをお手伝いします。

ステップ1

活用可能な農地の登録

集落で話し合い、活用可能な農地を市町村を通じて登録。

ステップ2

府民への情報発信

農地の利用を希望する人に対して、登録農地の情報をホームページ等を通じて発信。

ステップ3

新規就農希望者等を集落に紹介・斡旋

「農林水産業ジョブカフェ」への相談者に対して、登録農地の情報を提供。
・新規就農希望者に対して、「担い手養成実践農場」等の支援制度と合わせて就農地を紹介・斡旋し、円滑な就農に向けて支援。



新規就農者等を受け入れたいけど、
どこが手伝ってくれるの？

担い手に貸しつけることを地域で合意された農地を農地バンクに登録すると、新規就農や田舎暮らし希望者の相談窓口である「府農林水産業ジョブカフェ」を通じて、地域の希望にあった農地の受け手探しをお手伝いします。



新規就農者を受け入れるには、地域の皆さんの協力を得ながら、実践研修（最長2ケ年）を行う研修事業（担い手養成実践農場）を活用してください。実践研修修了後は、地域の農業者の仲間入りをしてもらいます。

京都府農業総合支援センターのホームページ

<http://www.agr-k.or.jp/kyoto-j/information/k-agri21.html>

問い合わせ先

農林水産業ジョブカフェ TEL:075-682-1800
京都府農業総合支援センター TEL:075-417-6847

農業ビジネスセンター京都がサポートします！

6次産業化による経営の展開

生産のみならず、加工・流通・販売等を含む一体的な取組 「6次産業化」



処理加工施設等の整備
(京都市・こと京都株式会社)



飲食業等の取組み
(宮津市・有限会社たんごワイナリー)

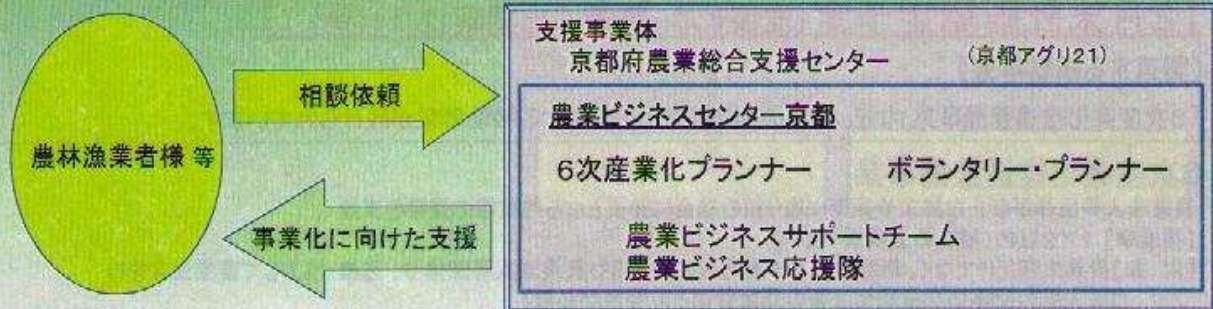
例えば…

- ◎採れたて野菜の試食や地元料理のテイクアウトができる直売所の開設
- ◎自家農産物を需要に合わせて加工販売するための、処理加工施設の設置
- ◎農林水産物やバイオマス等の抽出物を活用する新商品の開発
- ◎自農園の野菜、自家製の食材を使い、手作りの料理や菓子を提供する農家レストラン開設
- ◎農林水産物や加工食品の輸出取り組み

お気軽にご相談ください！

京都府農業総合支援センターは、昨年に引き続き、国の委託を受けて京都府内の6次産業化の総合窓口を開設しました。

6次産業化の情報収集・普及活動を行うとともに、総合化事業計画の策定をはじめとする6次産業化を目指す農林漁業者様の相談・支援活動を行ってまいります。



農業ビジネスセンター京都 (京都府農業総合支援センター 愛称: 京都アグリ21 内)

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子鳳呂町104番地の2
電話: 075-417-0888 FAX: 075-441-5742 e-mail: kyoto-agri21@agr-k.or.jp
<http://www.abc-kyoto.jp>



「6次産業化総合化事業計画」のご相談をお受けします！

6次産業化法(「地域資源を活用した農林漁業者等による人事業創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次化分公布H23.3.1)」は、農山漁村の6次産業化を促進するため、農林漁業者等による農林水産物及びその副産物(バイオマス等)の生産及びその加工または販売を一体的に行う取組み等を創出することを目的とした法律です。

当センターでは、同法に基づく「総合化事業計画」について、府内の農林漁業者様等からのご相談をお受けしています。

◆総合化事業計画認定のメリット

- ・新商品の開発や販路拡大に係る補助事業の補助率拡大等の優遇処置 *別途事業の申請必要
- ・6次産業化プランナーによるサポート
- ・農業改良金融通法等の特例(償還期限及び措置期間の延長等)
- ・野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付)
- ・直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きの簡素化
- ・市街化調整区域内で施設整備(開発行為)を行う場合の審査手続きの簡素化



総合化事業計画(農林水産大臣認定)

【事業主体】農林漁業者、農林漁業者の組織する団体(農協、集落営農組織など)、任意組織も可
※取組の支援者を促進事業者(機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等)として位置づけ可能。

【事業内容】次のいずれかを行うこと

- ア) 自らの生産等に係る農林水産物等を原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
(申請事業者がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産)
- イ) 自らの生産等に係る農林水産物等に係る新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
(申請事業者がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入)
- ウ) ア又はイを行うために必要な生産等の方式の改善



【経営の改善】次の指標全てが満たされること

- ア) 対象商品の指標(農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること)
- イ) 事業主体の指標(農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること)

【計画期間】5年以内(3~6年が望ましい)

【2月末計画認定予定(支援センター書類提出期限12/14(金))】

【関連する補助事業】

「6次産業化推進整備事業」など、各種の6次産業化を支援する補助事業が設けられています。

6次産業化推進整備事業

農業法人等団体が新たな加工や販売に取り組む場合に必要となる施設等の整備を支援

【補助率】1/2以内(補助の上限額1億円)

【対象】農業生産だけでなく、新たに加工や販売等に取り組む農業法人等団体や、連携・協力して農業生産を行う法人等の団体(6次産業化法等の認定計画との整合が必要)



担い手養成実践農場のご案内

京のブランド野菜などで

本気で農業をやってみませんか!?



京都府・京都府農業総合支援センター（京都アグリ21）

実践農場を活用して

STEP 1 相談しよう!!

農林水産業ジョブカフェへ相談しよう!!

まずは、京都府内への就農を希望される方のために開設している相談窓口へお問い合わせください。
(相談員が必要な事項をお聞きします)

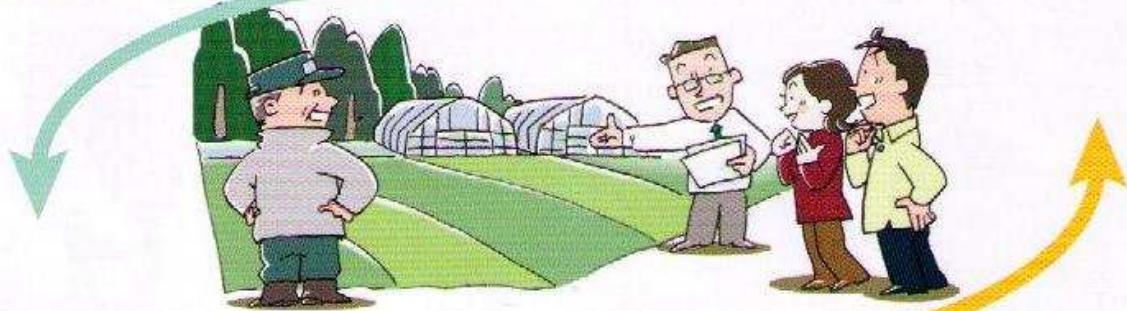
本格的な農業経営を志す方で、実践的な研修を希望する方は、条件が合えば実践農場を紹介します。



農林水産業ジョブカフェへメールで相談したい方は下記からどうぞ
E-Mail : norin@kyoto-jobpark.jp

STEP 2 受入れ候補地へ

実践農場を紹介します。



実践農場での研修開始に向け、希望者と受入れ地域の条件調整を行います。

受入れ地域が希望通りの地域かどうか、すぐには分からないかもしれません。まずは週末に作業を手伝いに行くなど、体験からはじめてみましょう。

受入れ地域では、研修に必要な農地や施設、農業機械の整備のほか、技術指導者(研修カリキュラムに基づく栽培・販売・経営等を指導)と担い手づくり後見人(生活面での情報提供など、地域での信頼関係の醸成支援等)を地域から選定します。

就農するまでの流れ

STEP 3 研修のスタート

地域が決まったら、実践研修の開始です。

指導者のもとで行う、実践的な研修（2年以内）です。

もちろん、市町村や府農業改良普及センターもサポートします。

注 研修用施設・機械の整備費や技術指導者・後見人に対する指導料、住宅の家賃の一部が助成されます。ただし生活費は御自分で負担願います。



新規就農者向けの資金制度や
償還金助成制度があります。
詳しくはQ2をご覧ください。

STEP 4 農業経営の開始

さあ、いよいよ農業経営者へ！

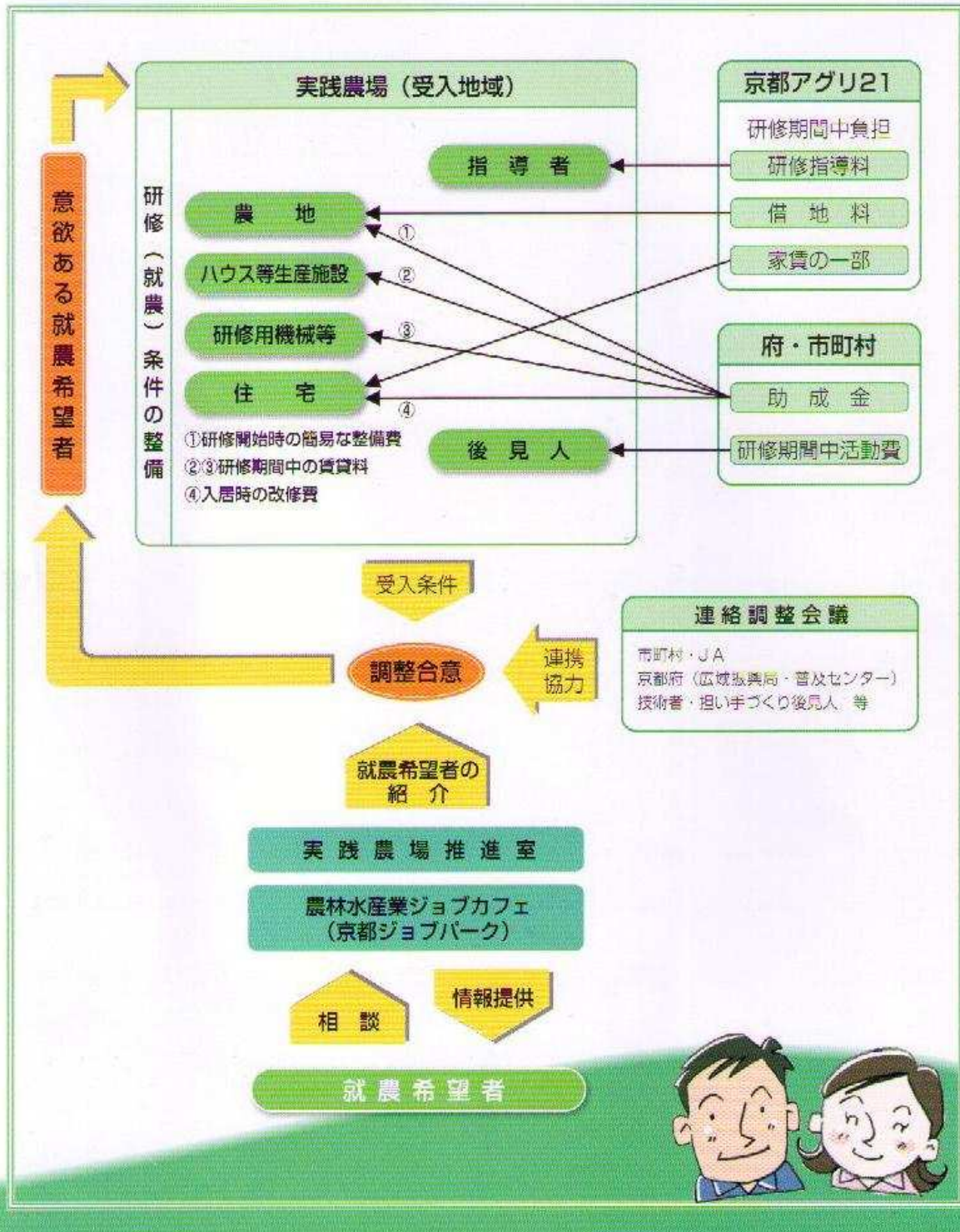
研修修了後は、研修を受けた実践農場を基盤に、自分の判断と責任において農業経営を開始することができます。研修で慣れた地域で、そのまま就農できることが、この制度のメリットです。必要に応じ普及センターの指導が受けられます。



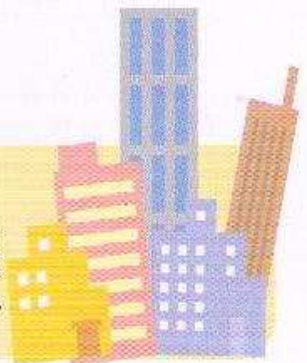
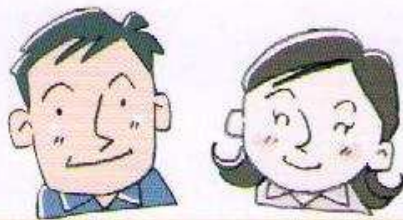
担い手養成実践農場について

本格的な農業経営を志す方が円滑に就農できるよう、技術習得から就農まで一貫して支援する京都府独自の担い手支援制度です。

2年以内の研修を行う方に対して支援を行う「就農準備型」と、研修を経ないで就農する方に対して1年に限って支援を行う「経営開始型」の2タイプを準備しています。



Q&A



Q1 「実践農場」ってどういう制度ですか？

A1

農業に関心のある方は多いと思いますが、この「実践農場」はあくまで農業を生業にしたいと考えておられる方を対象に、本格的な農業経営に向けた実践研修として取り組んでいただくためのもので、研修期間中は、原則として、研修者の研修費用が生じないよう、京都府及び関係市町村が支援を行います。

Q2 「実践農場」を活用すると、どのようなメリットがありますか？

A2

上記の支援に加え、先進農家の指導のもとで研修する場合、最大2年間、360万円の「就農研修資金」を借受けることができます。ただし、事前に京都府知事に対して就農計画の認定を申請し、認定を受けることが必要です。

なお、この資金の借受者のうち、39歳以下の方で、研修後は中山間地域等条件不利地に就農し5年間営農を継続した場合に限り、借受額の3分の2を上限に、府と市町村が償還金の助成を行う「京都府就農研修資金償還金助成事業」を活用することができます。

Q3 品目は何を作ってもよいのですか？

A3

就農希望者には、特定の栽培品目を希望される方が多いのですが、技術指導者がいない、販売体制が未整備などの理由で、受入地域が対応できるとは限りません。

これまでの実践農場では、栽培技術が確立し販路も安定しているミズナ、ミブナなどの京野菜で研修を受けている方が多数を占めています。

Q4 実践農場の研修の終了後はどのような農業経営をされていますか？

A4

ミズナ、ミブナなどの京野菜を収入の軸として生計を立てている実践農場の修了者は、確実に増えており、一定の収入を確保しています。ただし、実践農場では、技術習得に必要な規模を基本に研修を行いますので、修了後は、それぞれの生活設計に応じ、その規模の収入だけでは不十分な方は、実践農場で培った技術を基に更に規模拡大を図ったり、別の京野菜や果菜類など新たな品目にチャレンジする方もいます。

Q5 実践農場はどのように設置されるのですか？

A5

実践農場の設置に当たり、研修用農地や栽培用施設(多くはパイプハウス)は、受入れ地域の方々や関係機関が協議を重ねて確保されます。また農業生産に係る技術指導等に当たる「技術指導者」や、農村での生活に必要な知識を教える「担い手づくり後見人」を置くなど、多くの方々の理解と協力によって設置されます。

Q6 農村で生活し、農業経営を行う上で気をつけなければならないことは？

A6

農村で生活し、農業を続けていくためには、地域の習慣になじみ、地域の一員として協力し、地域に貢献する姿勢が必要です。農業を生業としてやる気のある方であれば、好意的に受け入れられるでしょう。



研修者の声

研修地：綾部市 研修者：Hさん

研修期間：平成21年11月～平成23年10月



- 実家が京都市の和菓子屋で、和菓子とゆかりのある小豆・黒豆・米の産地で就農したいと、綾部市を研修・就農の地に選び、家族で綾部に移住しました。
- 和菓子流通の経験を活かしながら経営基盤を築くとともに、高齢化が深刻な地域農業を牽引し、人が集まり賑やかに暮らせる村づくりを目指しています。

研修地：南丹市 研修者：Kさん

研修期間：平成21年11月～平成23年10月



- パン屋からの転身です。たまたま妻の実家の農業を手伝ううち、就農への思いが強くなりました。
- みず菜、九条ねぎを中心に研修に取り組みました。すべて一からのスタートでしたが、難しい面はあるものの農作業は苦痛とは感じませんし、地域には新規就農者や若手後継者の仲間がいることが心強いです。

研修地：京丹波町 研修者：Mさん

研修期間：平成22年8月～平成24年7月



- 高校時代から将来の仕事は農業と決め、大学卒業後、茨城県にある農業者大学校で農業を勉強しました。特に黒豆の栽培に興味があり、高級黒豆「和知黒」栽培の産地である京丹波町で研修をスタートしました。
- 「和知黒」栽培のベテラン農家の指導を受けながら、栽培技術を極め、味にこだわり、究極の黒豆を作る意気込みで頑張っています。

研修地：伊根町 研修者：Oさん

研修期間：平成23年6月～平成25年5月



- 園芸会社に勤めながら就農を模索。最初は反対していた妻も決意の固さを理解してくれ、妻の実家のある伊根町で研修を受けることになりました。
- みず菜、九条ねぎ、ホウレンソウのハウス栽培にチャレンジし、将来の規模拡大、安定経営の基礎を固めたいと頑張っています。

就農希望者からのお問い合わせ先

農林水産業ジョブカフェ

〒601-8047 京都市南区東九条二殿田町70 京都テルサ西館3階（京都ジョブパーク内）

TEL&FAX 075-682-1800

E-Mail: norin@kyoto-jobpark.jp

受付時間 月～土 9:00～17:00

担い手養成実践農場については

京都府農業総合支援センター（愛称：京都アグリ21）

〒802-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子高呂町104-2

TEL 075-417-6847

E-Mail: kyoto-agri21@agri.k.or.jp

<http://www.agr.k.or.jp/kyoto-j/information/k-agri21.html>

平成21年4月作成（平成24年3月改定）

平成24年度

農業経営体育成事業 の申請を募集します

地域資源を活用した商品開発等の新たな農業ビジネスに
取り組み、雇用拡大や所得向上を目指す農業経営体に、
補助・融資一体型の支援を行います。

本年度から、企業の農業参入を促進するため、農地等の
権利を取得した一般法人も補助対象に加えました。

【募集期間】

平成24年5月25日(金)～6月29日(金)

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 担い手支援課	Tel.075-414-4908
農業ビジネスセンター京都	Tel.075-417-6888
山城 広域振興局(農林商工部企画調整室)	Tel.0774-21-3211
南丹 広域振興局(農林商工部企画調整室)	Tel.0771-22-0371
中丹 広域振興局(農林商工部企画調整室)	Tel.0773-62-2508
丹後 広域振興局(農林商工部企画調整室)	Tel.0772-62-4315

京都府農林水産部担い手支援課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
E-Mail ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農業経営体育成事業

事業概要

補助対象者	<p>次の4つをすべて満たす農業経営体</p> <p>①府内に基盤を持つ農業生産法人（事業期間中に満たす場合を含む） 又は農地等の使用貸借権若しくは賃借権を取得し、農業に参入した法人（事業承認申請時において満たすことが確実な法人を含む）</p> <p>②認定農業者（事業期間中に満たす場合を含む）</p> <p>③過去3カ年の平均年間売上高（農業部門に限る）が1億円未満</p> <p>④債務超過でないこと（事業実施により改善が見込まれる場合を含む）</p>
対象事業	<p>次の2つのいずれも対象です（いずれかの実施も可）。</p> <p>1 ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等</p> <p>2 ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工、販売施設及び機械 等</p>
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 新規雇用者2名を含む、常時雇用者5名以上の確保を目標 事業費総額の50%以上を融資により資金調達すること
補助率	補助対象事業費の30%以内
助成額上限	30,000千円（各年度に交付する助成金の計）
事業期間	2箇年度以内（各年度、交付決定を行います。）
申請手続	<p>別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。</p> <p>※ 詳細は京都府広域振興局または京都府農林水産部担い手支援課に御相談ください。</p>
審査・採択	<p>審査会において、申請内容とともに面接による審査を行い、ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。</p>

その他の支援

- ビジネスプランの策定、事業化の推進に際し、広域振興局等や農業ビジネスセンター京都をはじめ、専門家からアドバイスを受けることができます。
- なお、不採択になっても、プランを練り直し、次回の申請に再チャレンジしていただくこともでき、そのための支援も継続して実施します。

平成22年度きょうと農商工連携ファンド支援事業採択事例一覧

採択番号	申請者名	所在地	地域分野	テーマ名・内容
1	京都にわか産物協会 京都府	京都市	農産	京都産牛乳及び食品産物を活用し、子供に栄養を摂取できるフリーズドライ食品の開発・販売
2	京都府乳牛産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産牛乳及び食品産物を活用し、高齢者や子供に栄養を摂取できるフリーズドライ食品の開発・販売
3	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
4	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
5	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
6	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
7	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
8	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
9	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
10	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
11	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
12	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
13	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
14	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
15	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
16	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
17	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
18	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
19	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業
20	京都府産物協会 京都府	京都市	農産	京都府産物の産地振興と連携して新たな京都ブランド化事業

平成22年度きょうと農商工連携
 応援ファンド支援事業採択事例集

京 都 府
 公 益 財 団 法 人 京 都 産 業 2 1
 農 業 ビ ジ ネ ス セ ン タ ー 京 都

京都府青年農業者等

育成センターだより

目次

表紙

1	平成23年度実践農場開始者の紹介	1
2	平成23年度実践農場修了者の紹介	3
3	平成23年度実践農場現地案内会	5
4	新規就農希望者と農村を結ぶ集い	5
5	農林漁業新規就農・就業相談会	6
6	農の担い手づくりサポートセンター研修会	7
7	農業チャレンジ応援講座	8
8	新規就農・就業者の紹介	9
9	新規参入者へのアンケート結果の紹介	

第17号

平成24年3月

(社)京都府農業総合支援センター
京都市上京区出水通油小路東入ル
丁子風呂町104番地の2(府庁西別館)

TEL 075-417-6847

京丹波
みどりの
めぐみ
紀行

～京丹波町を観る・食べる・遊ぶ～



豊かな自然と悠久の歴史・文化に育まれた「京都の食と農」

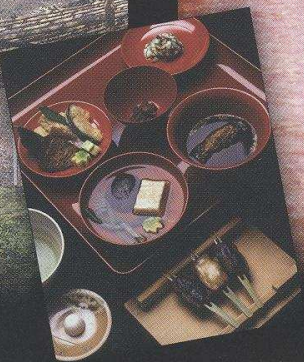
Food and Agriculture in Kyoto, enveloped by nature and an ancient culture

La cuisine et l'agriculture à Kyoto, produits d'une nature généreuse et d'une culture immémoriale

京 都

KYOTO

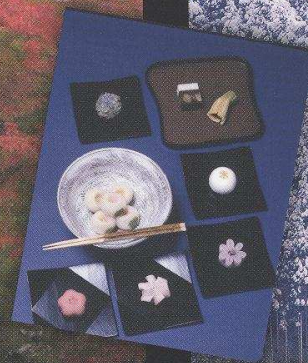
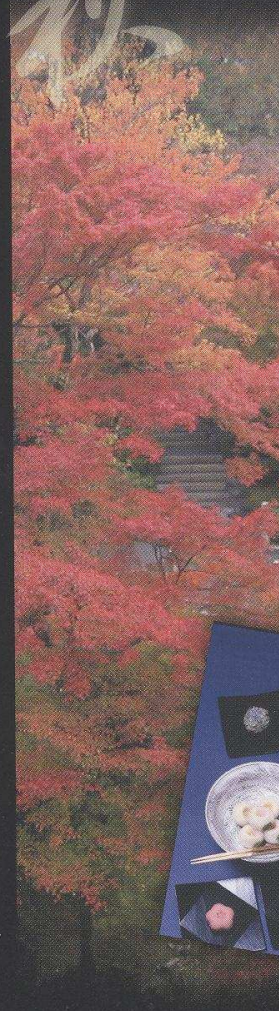
春



夏



秋



冬

